

**「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案」
に対して寄せられた意見の概要**

- 意見募集の結果、民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案（以下「試案」という。）に対し、合計21件（団体から13件、個人から8件）の意見が寄せられた（なお、同一の個人から数通の意見が出された場合は、1件としてカウントしている。また、複数の個人から連名により1通の意見が出された場合には、1件としてカウントしている。）。

意見を提出した団体の名称とこの資料中での略称は〔意見提出団体の略称対比表〕のとおりであり、個人については単に「個人」と記載している。

- この資料では、試案に掲げた個々の項目について寄せられた意見を【賛成】【反対】【その他】などの項目に整理し、意見を寄せた団体等の名称を紹介するとともに、理由等が付されているものについてはその関連部分を紹介している。

なお、意見は、団体、個人の順に掲載し、団体間及び個人間では五十音順に掲載している。

〔意見提出団体の略称対比表（五十音順）〕

略称	団体名
一弁	第一東京弁護士会
大阪弁	大阪弁護士会
企業研	企業法実務研究会
裁判所	裁判所
札幌弁	札幌弁護士会
静岡書	静岡県司法書士会
全司法	全司法労働組合
東弁	東京弁護士会
徳島弁	徳島県弁護士会
日書協	日本裁判所書記官協議会
日司連	日本司法書士会連合会
日弁連	日本弁護士連合会
福岡弁	福岡県弁護士会

第1 訴状における秘匿措置

訴状における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 訴状中民事訴訟法（以下「法」という。）第133条第2項第1号に掲げる事項（原告に係るものに限る。2及び6において同じ。）が記載された部分が被告に閲覧されることにより、当該部分に記載された者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、原告の申立てにより、決定で、当該事項を原告以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第133条第2項第1号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（4、5及び第6において「原告表示書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
- 3 1の申立てに係る部分が氏名又は名称にわたるときは、法第133条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、訴状に当該氏名又は当該名称に代わる呼称（以下この項及び第6において「原告代替呼称」という。）を記載しなければならない。裁判所は、原告が訴状に記載した原告代替呼称を相当でないとするときは、これと異なる他の原告代替呼称を定めることができる。
- 4 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告以外の者は、原告表示書面の閲覧等を行うことができない。
- 5 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、原告以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。
 - (1) 原告表示書面
 - (2) 原告表示書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面
- 6 1の決定があったときは、訴状に法第133条第2項第1号に掲げる事項のうちその決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。

（注1）本文1の社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることとの要件に代えて、生命・身体の安全が害されるおそれがあることを要件とする考え方がある。

（注2）本文1の原告及び法定代理人に加えて、これらの者の親族及び親族に類する者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある（生命・身体の安全が害されるおそれがある）場合にも、原告及び法定代理人の氏名等を秘匿する措置をとることができる規律を設ける考え方がある。

(注3) 本文の規律に加えて、原告及び法定代理人を識別させることとなる情報(例えば、これらの者の電話番号やこれらの者の子の氏名などを指す。以下「識別情報」という。)及び原告及び法定代理人の識別情報を推知することができる情報(例えば、これらの者が通う病院名やこれらの者の子が通う学校名などを指す。以下「推知情報」という。)を相手方に秘匿したまま、それを請求原因事実として主張することができる規律を設ける考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】企業研、札幌弁(一部)、全司法、日書協、日司連

- 賛成する。(企業研)

現行法においては、秘匿措置につき明文を欠き、運用で、原告の住所を原告の実家や代理人弁護士の法律事務所とすることも行われているようであるが、それでは、民事執行における取扱いや代理人弁護士が辞任した場合における取扱いが不明確であり、立法化する必要がある。

- 民事訴訟において、訴状における秘匿措置を設けることに賛成し、本文1に加えて、「名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれ」、「身体若しくは財産に害を加えるおそれ」又は「畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」のいずれかの要件により秘匿措置を認めるべきとする意見がある。(札幌弁)
- 追加試案に賛成する。要件については、別案のように原告等が「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」と狭くするべきではなく、試案本文のように「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」とすることが相当である。(全司法)

秘匿措置については、可能な限り広く秘匿できる制度を用意したうえで、相手方の権利保障については、不服申立て制度を整備することで裁判所が適切に判断していく構造にすることが望ましいと考える。

- 本文1から6までについて規律を設けることに賛成する。(日書協)
- 賛成する。(日司連)

IT化により、事件記録の閲覧が容易となる可能性もあることから、今般の改正に盛り込む必要がある。原告代替呼称としては、新姓を秘匿したい場合においては、旧姓を用いることもあろうし、氏名そのものを秘匿したい場合においては、仮名を用いることになると思われる。

【一部賛成・一部反対】一弁、静岡書、日弁連、福岡弁、個人

- 賛成する。但し、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」という要件は、民訴法92条1項1号の閲覧制限の要件と同じ文言であり、秘匿措置と閲覧制限とで異なる結論となる場合も考えられるのであれば、閲覧制限とは異なる独自の

要件を設けるべきである。(一弁)

実務上、閲覧制限(民訴法92条1項1号)が裁判体によっては緩やかに認められるケースがあるが、同じ要件を定めることで秘匿措置が不当に広く認められる可能性が懸念される。

- 本文1について、一部反対する。「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」の要件について、「生命又は身体に対する危害が生じるおそれその他社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」に修正すべきである。本文2、3及び6について、賛成する。本文4及び5について、反対する。原告の他、原告が閲覧を許諾した者についても、裁判所の決定により閲覧を許容すべきである。また、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)23条1項各号に該当する場合であつて、当該秘匿の利益を損なうものでないときについても、裁判所の決定により閲覧を許容すべきである。(静岡書)
- 訴状における秘匿措置の規律を設けることに賛成する。本文2から6までについて、賛成する。(日弁連)

ただし、原告の氏名・住所が秘匿された場合、訴訟物やそれを基礎付ける事実関係等の特定が十分でなく、被告が十分に防御できないおそれがあることから、原告の氏名・住所や識別情報・推知情報以外の情報(対象行為の日時・場所、服装等)により訴訟物等の特定をする等、被告の防御に支障がないよう裁判所において運用される必要がある。
- 秘匿措置に関する規律を設けることには賛成である。本文2から6までについて、賛成する。(福岡弁)

秘匿措置の実体的要件としては、刑事訴訟法第299条の3を参考に、「当該部分に記載された者若しくはこれらの者と社会生活において密接な関係を有する者の名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあること、又はこれらの者の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあること」との規律を検討すべきであるという意見がある。
- 要件のうち「著しい」という顕著性を示す用語は削除すべきである。(個人)

【反対】札幌弁(一部)、個人

- 反社会的勢力等を被告とする民事訴訟においては、訴状における秘匿措置が必要な場合があると考えられるが、それは暴対法等の特別法において定めれば足りるとの意見、また、犯罪被害者については、いわゆる犯罪被害者保護法に基づく損害賠償命令を申し立てた後、異議申立てがなされ、通常の民事訴訟に移行した場合には、秘匿措置が必要な場合があると考えられるが、それは犯罪被害者保護法等の特別法において定めれば足りるとの意見がある。また、訴状における秘匿措置の規律の悪用のおそれ(なりすましによる提訴等々)や、何処の誰から訴えられたのか分からないまま応募

することは実質的攻撃防御が不可能となるおそれがある（示談が成立した相手方かどうかの確認すら不可能等々）との理由で、秘匿措置に関する規律を設けること自体に反対する意見がある。（札幌弁）

- ・ 追加試案第1にある秘匿措置を設けることに反対する。（個人）

当事者の特定は、その識別とは異なる上、既判力の範囲確定などの機能に照らすと可能な限り明確かつ安定的な方法によるべきであるから、現行法制の特定方法を維持すべき理由はなく、一意に特定することが可能であるマイナンバーの利用を検討すべきである。補足説明3頁で挙げられている弊害は、いずれも当事者の特定により生ずる問題ではなく、特定の方法により生ずる問題であるから（個人番号を認識しても、当該番号が割り当てられた住民基本台帳の情報を接することができなければ、住所氏名等を知られることはない。）、当事者の特定という原則を変えるのではなく、特定の方法を変えることにより対処すべきである。

【その他】大阪弁、裁判所、札幌弁、東弁（一部）、個人

- ・ 訴状における秘匿措置の規律を設けることには反対しない。しかし、訴状の記載内容は、相手方当事者（被告）による攻撃防御活動の基本となるものであって、その内容が相手方当事者に対して秘匿された結果、相手方当事者の攻撃防御権が制限されることがあってはならず、限定的な範囲でのみ認められるべきである。本文1に反対し、本文2から6までについて、いずれも賛成する。（大阪弁）

本追加試案は、事件類型等の限定を付さずに、広く民事訴訟一般において秘匿措置を認めるものであるという点で、従前の運用とは質が異なっている。そのように適用場面を広くする中で当事者の攻撃防御権を十分に保障するためには、基本的には、適用要件を厳格にするほかない。この点については、秘匿措置を広範に認めた上で、相手方当事者の攻撃防御権の保障は不服申立てをもってすれば足りると考える向きがあるが、妥当でない。一般に、攻撃防御活動は、現に判明している情報のみをもって行うものではなく、現に判明している情報を基にさらに調査等を行い、その上で得られた情報も含めて検討・構成していくものである（氏名や住所等の情報を機に心身の回復状況等が分かるなどの例はその一例である。）。このようにある情報が攻撃防御活動に有益な情報かどうかは、当該情報に実際に接してみなければ分からない。

「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」という要件は抽象的に過ぎ、相手方当事者（被告）の攻撃防御権を過度に制限することになりかねず、妥当でない。また、「著しい」といった規範的要件は出来る限り排除することが望ましい。さらにいえば、法第92条第1項の訴訟記録の閲覧等の制限や家事事件手続法第47条第3項の家事審判事件記録の閲覧等の制限においても用いられているのと同じ要件を用いるということにも疑問がある。家事事件手続法第47条第3項の家事審判事件記録の閲覧等の制限についても、同項の規定は当事者間の秘匿措置を含むものではあるが、

これは家事審判事件（非訟・非公開・職権探知主義等）という特殊性の下で「私生活についての重大な秘密」について裁判所の裁量をもって実質的判断を行わせることを認めるというものであって、同列に扱うのは妥当でない。

- どのような場合に「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」といえるか不明確であり、この要件該当性の判断に当たって困難が生ずるおそれがあることから、このような支障が生じないようにする必要があるとの指摘が相当数あった（第2から4までにおいても同じ。）。（裁判所）
- 性犯罪やDV事件等の被害者が加害者に対して損害賠償請求をしようとする場合等には、住所・氏名等を秘匿したまま訴訟提起することを可能にする必要性は大きい。しかしながら、その規律については様々な意見があり、民事訴訟の根幹を変更する大改正であることから、今後、慎重かつ十分な検討が必要である。（札幌弁）
- 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。（東京弁）

①賛成である。（民事訴訟問題等特別委員会）

運用上は、原告側に代理人弁護士が就任している場合には、緩やかに認めることも考えられてよいと思料する。

②「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」との要件から「著しい」の文言を削除すべきである。（犯罪被害者支援委員会）

なお、この場合、民事訴訟法第92条第1項第1号との均衡が問題となるので、同号についても「著しく」を削除することを検討すべきである。また、損害賠償命令手続等その他の手続との関係でも平仄をあわせるよう検討がなされるべきである。

③秘匿措置の規律に概ね賛成である。（民事介入暴力対策特別委員会）

指定暴力団の組事務所使用差止請求事件などでは、付近の住民等を被訴訟担当者、認定を受けた各都道府県の暴力追放運動推進センター（適格都道府県センター）を訴訟担当者とする訴訟が提起されている（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律32条の4。法定任意的訴訟担当）。これらの訴訟では、被訴訟担当者を特定するための情報が記載されるが（現状、住所氏名のほか、それに代えて運転免許証番号や健康保険証番号での特定などを行っているが、後者は健康保険法改正等で利用できなくなっていることなどから、この点の重要性はより高まる）、これらの情報が秘匿されるよう、明記されたい。なお、これらの事件においては、どこの誰かという属性は、応訴側においても防御のために必要というものではない。

④本文1について、反対する。秘匿措置の要件は、例えば、「民事訴訟法（以下「民事訴訟法」という。）第133条第2項第1号に掲げる事項が記載された部分が被告に閲覧されることにより、被告によって、①原告の名誉若しくは社会生活の平穩を著しく害する行為がなされる恐れ、②原告の身体若しくは財産に害を加える行為がなされる恐れ、又は③原告を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされる恐れがある

とき」とするなど、できるだけ明確かつ限定的に規定するべきである。本文2から4までについて、賛成する。本文5について、追加試案は、秘匿措置決定の効果は、原告以外の全ての当事者及び第三者に及ぶことを提案するものであるが、この点は賛否の両意見が拮抗した。本文6について、賛成する。(法友会)

⑤秘匿措置の規律を設けることについては賛成しつつ、氏名は秘匿の範囲から除外するべきである意見や、要件を明確化し、「名誉」「財産」にも考慮したものにするべきであるという意見があった。(法友全期会)

⑥追加試案による規律の追加に基本的に賛成であるが、下記の点につき、意見がある。(法曹親和会)

刑事訴訟法290条の2第3項(被害者特定事項の非公開)、同299条の2(証人等の安全配慮)等の刑事訴訟法の表現を参考にして「本人若しくはその親族の身体若しくは財産に外を加え、又はこれらの者を畏怖・困惑するような行為をされるおそれ」がある場合には、秘匿が認められるべきである。また、人事訴訟法35条2項(事実調査部分の閲覧許可)及び家事事件手続法47条4項(家事事件記録の閲覧の制限)に定める「当事者の私生活又は業務の平穩を害するおそれ」という要件は、DV被害者が隠している住所を知られる場合等を想定した規律であることから、私生活の平穩のみならず、業務の平穩も含めて、当事者事項の秘匿を検討するべきである。

⑦賛成する。(期成会)

但し、不当訴訟として反訴を提起するケースや、喧嘩による損害賠償請求のケースでは、原告の氏名住所不明のままだと自己の攻撃防御方法を十分に行使できない可能性がある。これらの可能性を理由に秘匿制度の導入を反対するものではない。

⑧訴状における秘匿措置が採られた場合には、当該秘匿措置を維持しつつ原告に対する反訴又は別訴を可能とする制度を設けるべきである。(親和全期会)

・ 試案中「当該部分に…支障を生ずるおそれ」といった要件では、不明瞭であり、秘匿措置が取られるかについて被告側の予測可能性を著しく損なうので不適當である。『被告が、「(1)刑法第22章の罪で起訴された者、(2)DV防止法により原告への接近禁止命令を受けている者、(3)暴力団員、(4)その他裁判所が前3号に準ずる者として認める者」のいずれかに該当する場合』というように、被告を基準とした要件にするのが、当事者間の公平に適う。(個人)

・ 社会生活を営むのに支障を生ずるおそれだけでなく、生命、身体等の安全が害されるおそれ、私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ、名誉を害するおそれ、をいずれも要件とすべきである。(個人)

一般社会における民事紛争類型を前提とした訴訟当事者の情報の第三者開示の問題よりも、DV被害者や同居の子の情報を配偶者であるDV加害者に対して秘匿することを念頭とした規律である家事事件手続47条4項と状況が近く、特に、秘匿措置

の要件（どのような法益侵害を指すか）については異なる規定とする合理的理由はない。

- ・ 本文1の「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」は、抽象的なものでは足りず、「支障の内容を具体的に明らかにすること」と「そのおそれが具体的に存在すること」を要件とすべきである。本文3の原告代替呼称については、裁判所が定める呼称とすべきである。（個人）

- ・ あまり賛成でない。（個人）

全く見る事が出来ないというのは訴訟・司法を著しく不公正にする恐れが大きいものである。基本として行わないべきと考える。訴訟中で証拠・疎明資料として用いられる事が無い場合でも、である（その様な場合でも心証に影響を与える事はありうるものである）。

2 試案の注1に対する意見

【賛成】大阪弁、個人

- ・ 秘匿措置の要件は注1記載の「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」とすべきである。（大阪弁）

刑事手続との関係を踏まえ、当該手続の要件と揃えるべきであるという考え方があるが、犯罪被害者等の損害賠償命令制度（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律23条以下）において、損害賠償命令に対し異議申立てがなされ、通常の民事訴訟に移行（同法33条）したものが、平成20年12月の同制度導入以降令和2年末までに終結した3284件のうち438件に過ぎないことに鑑みれば、損害賠償命令から移行した場合の特則としてであればともかく、殊更に同制度を前提に、民事訴訟一般の要件を、刑事手続の要件と揃える必要はないと考える（「令和3年度犯罪被害者白書」参照）。また、「畏怖又は困惑させる行為がされるおそれがある場合」にも秘匿措置を認めるべきであるという考え方もあるが、「畏怖」や「困惑」は抽象的・多義的に過ぎ、また、当事者の主観に依拠するものであり、厳格かつ明確であるべき秘匿措置の要件としては妥当でない。

当事者の攻撃防御権を制限してでも秘匿すべき「財産・名誉または社会生活の平穏」があるような場合には、多くは「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」もまた認められるのであって、「財産・名誉または社会生活の平穏を害するおそれ」を「生命・身体の安全が害されるおそれ」とは別個独立の要件として認める必要性については疑問が残る。SNSでの誹謗中傷のおそれなどを前提として、しかも、事件類型等の限定もせずに秘匿措置を認めるとした場合には、昨今の世の中においては、およそあらゆる事件においてそうした誹謗中傷のおそれは少なくとも抽象的にはあるのであるから、秘匿措置が認められることが原則であるということにもなりかねない。なお、名誉や財産に対する侵害も秘匿措置の要件に含めるべきであるとの意見もあつ

た。

- ・ 賛成するが、この場合の「おそれがある」についても、「おそれが具体的に存在する」ことを要件とすべきである。(個人)

【反対】一弁、企業研、日司連、福岡弁

- ・ 反対する。(一弁)

(注1)で示されている「生命・身体の安全が害されるおそれがある」という要件では、SNSにおける被害者に関する書き込みによるプライバシーや名誉の侵害等、被害者の社会生活に支障が生ずるため保護すべき事例を秘匿措置の対象とできなくなり、狭きに失するように思われる。

- ・ 秘匿措置の要件を生命・身体の安全が害されることに限定する案に反対である。(企業研)

DVの加害者や暴力団関係者が付きまとい等をする事が予想される場合には対処できないことになってしまうからである。なお、秘匿措置の要件として、社会生活への支障では不明確であるため、刑事訴訟法299条の2や同法299条の3などを参考に、具体化すべきとの意見もあった。

- ・ 反対する。(日司連)

本文の提案は、法第92条に用いられている概念であり、利用者の分かりやすさに資する。法第92条が適切に運用されている実態に鑑みれば、本文の要件が抽象的、不明確との批判は妥当しない。

- ・ 保護法益を「身体の安全等」に限定することは相当でない。(福岡弁)

IT化が進んだ昨今の情報社会においては、個人のプライバシーや名誉侵害的事実が広く容易に伝播する危険性があり、これによって社会生活に多大な支障を生じさせるおそれがある。

【その他】東弁(一部)、日書協、日弁連

- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)

①「身体の安全等が害されるおそれがあることを要件とする考え方」(限定)には反対である。原告の保護法益は、「身体の安全等」に限定されるべきではなく、広げて扱う必要がある。(民事訴訟問題等特別委員会)

たとえばDV案件において、その態様は身体への直接的な有形の暴力だけではなく、身体以外の物の破壊行為や暴言(言葉による暴力)もある。また、身体への加害がされないまでも、DVの加害者(被告)や暴力団関係者が原告の身近に現れたり、原告の関係先に現れるようなことがあれば、原告が平穏な社会生活を送る利益が著しく害されることが容易に想像される。

②(注1)の内容は限定的に過ぎ、原告が訴え提起を委縮する状況を十分に解消できない。(法友会)

- ・ 生命・身体の安全が害されるおそれがある場合だけでなく、名誉等が害されるおそれがある場合にも秘匿の必要性があると考えられるが、社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれがあることを要件とする場合にも、要件性の判断に当たって困難が生じないように、できる限り具体的な規定振りとするのが相当であると考えられる。

(日書協)

- ・ 秘匿措置の要件につき、「名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれ」「身体若しくは財産に害を加えるおそれ」「畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」のいずれかを満たすことを要件とすべきである。(日弁連)

「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」との要件は、極めて抽象的であり、具体的に何がこの要件を満たすのかが明確ではない。他方、本秘匿措置の対象として想定されている犯罪被害者においては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律に基づき、損害賠償命令制度(同法第23条以下)を利用することも多いところ、損害賠償命令に対し異議申立てがなされた場合には、通常の民事訴訟に移行することから(同法第33条以下)、刑事手続における秘匿の要件と民事訴訟における秘匿の要件はできるだけ一致させることが望ましい。特に、刑事手続において秘匿された氏名・住所が、民事訴訟に移行することにより、要件を満たさないとされることがあつては、被害者の損害賠償命令制度の利用の躊躇にもつながり、ひいては同制度の立法趣旨にももたらすことになることから、刑事手続における秘匿要件を民事訴訟において完全に包含する要件とすべきと考えられる。この点、刑事訴訟法においては、証拠開示において複数の秘匿措置が設けられているところ、最も広い要件としては、「被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき」(同法第299条の3)とされている。また、法制審議会刑事法(犯罪被害者氏名等の情報保護関係)部会において、犯罪被害者の氏名等の情報保護の観点から、被告人に被害者等の氏名・住所等の記載がない起訴状を送達すること等を内容とする要綱(骨子)修正案が確定したが、その要件として、『被害者等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれ』又は『被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ』があると認められる者」とされている。

3 試案の注2に対する意見

【賛成】 企業研、札幌弁(一部)、静岡書、全司法、日司連、日弁連

- ・ 社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれが生じる者の範囲については、親族

等に支障が生じる場合も含める案に賛成する。(企業研)

親族等に社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合にも、原告本人が訴訟提起を躊躇することとなるからである。

- 要件該当性の対象者を原告及び法定代理人に限定せず、これらの親族等を加えるべきとする意見がある。(札幌弁)

- 賛成する。(静岡書)

「親族に類する者」の範囲があいまいではあるが、犯罪被害者等の裁判を受ける権利を確保することが何よりも優先されるべきである。

- 注2のとおり、原告及び法定代理人に加えて、これらの者の親族及び親族に類する者が社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがある場合にも、秘匿措置をとることができるよう、試案本文よりも要件を広げることが相当である。(全司法)

DV関連の事件など、秘匿が問題となるような実際の事件を想定すると、その方が利用者の利用しやすさにより資すると考えられる。

- 賛成する。(日司連)

暴力団員を被告とするケースにおいて、原告となる者が心身ともに屈強な人物であり、本文1の要件には該当しないものの、別居している年配の年老いた親への報復を懸念するような場合、また、DV加害者を被告とするケースにおいて、その加害者が原告には危害を加えないことは知っているものの、新たな配偶者には危害が及ぶ恐れがあるような場合など、当事者やその法定代理人本人が要件に該当しなくとも、その親族等を保護すべき場合は、容易に想定することができる。定義の概念を拡張すると秘匿措置の適用範囲が曖昧となる懸念もあることから、適用対象を明文で示しておくことが妥当であると考えられる。

- 秘匿措置の要件の判断対象として、原告及び法定代理人に限定せず、これらの者の親族や社会生活において密接な関係を有する者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第4項、ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項参照)も加えるべきである。(日弁連)

原告に秘匿措置の要件該当性が認められないとしても、加害者が原告の親族のみを逆恨みする等により、原告の親族には秘匿措置の要件該当性が認められる場合も否定できない。他方、原告の秘匿措置の要件(本文1の「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」や本意見書で提案する「名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれ」「身体若しくは財産に害を加えるおそれ」「畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」)の判断において、親族についても考慮される余地は十分あると考えられるものの、どの程度考慮されるか等不明確であり、明文化されることが望ましい。

【一部賛成・一部反対】個人

- ・ 抽象的なものでは足りず、「具体的に存在することが必要」とされる限りにおいて賛成する。(個人)

【反対】一弁、大阪弁、日書協

- ・ 反対する。(一弁)

秘匿措置はあくまで当該訴訟手続の当事者の法益を起点に考えるべきであり、親族等の法益まで考慮対象に含めるのは、秘匿措置の対象範囲として広過ぎる。当事者本人に害を及ぼし、畏怖させる手段として、社会生活上関係が密接な親族に危害を加える事態、また、現代社会においては、内縁の配偶者、同性婚など多様な家族の形があるため法律上の親族に限らず親族に類する者に対する危害を加える事態は想定される。しかし、そのような場合は、補足説明に記載されているように、親族等と原告との社会生活上の実質的な結びつきを踏まえて、原告自身に社会生活上の支障が生ずるおそれがあるか否かを判断することにより妥当な結論を導くことができるものと考ええる。したがって、親族等を独自の保護対象とする必要はない。但し、原告との社会生活上の実質的な結びつきがある親族等に法益侵害が生ずるおそれがある場合が原告自身の法益侵害のおそれを判断する際の考慮要素となることを文言上明確にすることを検討すべきである。
- ・ 注2の考え方に反対する。秘匿措置は、原告又は法定代理人について、前項で述べた「身体の安全が害されるおそれがあること」との要件が満たされる場合にのみ認められるとすべきで、原告又は法定代理人の親族及び親族に類する者まで含むべきではない。(大阪弁)

原告及び法定代理人以外の者の保護については、親族の保護が次いで重要であるという事案もあれば、恋人・友人等の保護が次いで重要であるという事案、職場の保護が次いで重要であるという事案もあるなど、その保護の必要性は事案によって様々である。そうした中で、原告及び法定代理人の親族のみを明文をもって秘匿措置の対象とする必要性・合理性があるとは言い難い。また、そもそも、原告又は法定代理人に「生命・身体の安全が害されるおそれ」が認められないにもかかわらず、その親族には「生命・身体の安全が害されるおそれ」があるという場合が存在するのか、存在するとしてどの程度存在するのかも疑問である。
- ・ 「親族及び親族に類する者」の範囲が不明確であり、手続の安定的な運用に支障が生じることも想定されるので、これらの者も含めるのは相当ではないと考えられる。(日書協)

【その他】裁判所、東弁(一部)、福岡弁(一部)

- ・ 「親族及びこれに類する者」との規律ではその範囲が不明確であり、この要件の審理判断に困難が生ずるおそれがある。(裁判所)

- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)

①原告、法定代理人に限定せず、これらの者の親族、親族に類する者に広げる案に賛成である。ただし、「身体の安全等が害されるおそれがある場合」に限ることに反対という意見と、原告、法定代理人に限定せず、これらの者の親族、親族に類する者に広げる案に賛成であるが、原告・法定代理人の場合とは要件が異なるといという意見があった。(民事訴訟問題等特別委員会)

②(注2)は、「原告等の親族及び親族に類する者」が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合も秘匿措置を命じ得るとするものであるが、反対する。(法友会)

このような場合、通常、親族等に法益侵害のおそれが生じることによって原告等自身にも「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」が生じ、あるいは「原告を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされる恐れがある」といえる。

③原告及び法定代理人ではなく、親族及び親族に類する者が独立して、社会生活を営むのに著しい支障が生ずるおそれのある場合が具体的に想定しにくく、必要性に疑問があるとの意見があった。(法友全期会)

- ・ 秘匿措置の実体的要件としては、刑事訴訟法第299条の3を参考に、「当該部分に記載された者若しくはこれらの者と社会生活において密接な関係を有する者の名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれがあること、又はこれらの者の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあること」との規律を検討すべきであるという意見がある。また、原告記載部分については、訴訟担当者が原告となる場合(法第124条第1項5号、暴対法第32条の4第1項等)における被担当者の記載部分を含む旨を明確にすべきであるという意見がある。(福岡弁)

民法上の親族(民法725条)では範囲が広くなり過ぎ、他方で、親族以外にも、原告と社会生活において密接な関係を有する者(内縁関係、同性婚のパートナー、シェアハウス等の同居関係等)にも一定の法益侵害が生じるおそれがあることに鑑みれば、親族に限るべきではない。

4 試案の注3に対する意見

【賛成】企業研、札幌弁(一部)、静岡書、全司法、日司連

- ・ 秘匿措置の対象となる事項として、当事者又は法定代理人の識別情報や推知情報をも対象とするとの案に賛成する。(企業研)
- ・ 識別情報、推知情報についても秘匿措置の対象に含めるべきであるとする意見がある。(札幌弁)
- ・ 注3の識別・推知情報についても秘匿措置の対象に含めるべきであり、追加試案本

文1の規律を形骸化させないため、それを相手に秘匿したまま請求原因事実に記載する旨の規律を設けることが相当と考えられる。(全司法)

- ・ 規律を設けることには賛成するが、識別情報、推知情報として秘匿された内容が被告の主張の妨げとなる場合には、不服申立てによる秘匿措置の決定の取消しが認められるべきである。また、同規律は、訴状だけでなく、準備書面における主張についても当然に適用されるものとすべきである。(日司連)

【反対】一弁、大阪弁、日書協、日弁連、個人

- ・ 反対する。(一弁)
原告としては、これらの情報を記載しないという選択が可能である。一方で、請求原因事実は原告の権利を基礎付ける具体的な事実が記載されたため、被告としては、攻撃防御のためその情報を確認する必要性が高い。また、識別情報・推知情報に該当するかの明確な基準を設定することも難しく、秘匿措置の対象が不当に広くなることも懸念される。
- ・ 注3の考え方に反対する。秘匿措置は、法第133条第2項第1号に掲げる事項についてのみ認められるべきであり、識別情報や推知情報については認められるべきではない。(大阪弁)
そもそも、識別情報や推知情報については、原告が敢えて訴状にその記載をするということは、原告自身が攻撃防御に必要な情報と考えているはずであって、そうであれば、相手方当事者(被告)の攻撃防御権の保護のためには、当然、その情報が共有されるべきである。
- ・ 「識別情報」及び「推知情報」の範囲が必ずしも明確ではなく、手続の安定的な運用に支障が生じることも想定されるので、これらの情報を含めるのは相当ではないと考えられる。また、これらの情報は、原告において記載しないことが可能であるので、規律を設ける必要性は高くないと考えられる。(日書協)
- ・ 訴状における秘匿措置の対象情報につき、本文1の提案に賛成し、注3の考え方に反対する。(日弁連)
識別情報や推知情報については、請求の原因として記載されることもあるものの、原告(代理人)において、記載するか否かをコントロールできる。また、識別情報や推知情報はその対象が広く、原告があえて請求の原因に記載するのであれば、被告の攻撃防御の機会を保障する必要もあることから、これらを秘匿措置の対象とすることには慎重な検討が必要であると考えられる。

【その他】裁判所、東弁(一部)、福岡弁

- ・ このような規律を設けた場合、識別情報及び推知情報の範囲が曖昧であるため秘匿の可否の判断に困難を来し、また、この点をめぐって双方の主張が厳しく対立して訴

訟の円滑な進行に支障が生ずるおそれがある。(裁判所)

- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)
 - ①賛成である。ただし、被告の攻撃防御権を不当に害することがないように十分配慮されなければならない。(民事訴訟問題等特別委員会)
 - ②犯罪被害者を保護するために、住所、氏名等に限ることなく、識別情報や推知情報等も含むべきである。(犯罪被害者支援委員会)
 - ③秘匿措置の対象について、追加試案(第1の1)の注3の考え方に賛成する。(民事介入暴力対策特別委員会)

例えば暴力団組長を被告とする訴訟などにおいて、損害額の主張・立証のために、請求原因事実として原告又は関係者を識別又は推知することになる情報を記載せざるを得ないこともあり、それらの秘匿の必要性は高い。多くの場合被告の防御のために、原告又は原告関係者の属性情報が必要になることは少ないものと思われるが、仮に支障がある場合には、個別に必要性を踏まえた判断がされれば足り、制度設計としては、氏名及び住所のみならず、識別情報や推知情報についても、一律に秘匿の可能性を排除することなく柔軟に秘匿し得る制度とすべきである。
 - ④被告の攻撃防御が制限されること甚だしいから、反対する。(法友会)
 - ⑤秘匿措置の規律を設けることについては賛成しつつ、(注3)に対して反対する意見があった。(法友全期会)
- ・ 賛否両論あった。(福岡弁)

5 その他の意見

(1) 訴状以外の申立書等における秘匿措置について

【賛成】大阪弁(一部)、全司法、東弁(一部)、日書協、日弁連、福岡弁

- ・ 訴状以外の申立書(当事者参加の申出(法第47条等)、補助参加の申出(法第43条)、訴訟手続の受継申出(法第124条)など)などについても秘匿措置に関する検討を行うべきであるとの意見があった。(大阪弁)
- ・ 訴状以外についても、参加の申立てなどの当事者から提出される書面について、幅広く準用するべきものとする(補足説明9参照)。(全司法)
- ・ 反訴の際の手当が必要ではないか。(東弁・民事訴訟問題等特別委員会)
- ・ 訴状に加え、次の書類等(①訴訟委任状、②秘匿措置の申立ての疎明資料、③秘匿措置の決定書、④訴えの提起前における証拠収集の処分等(法第132条の2以下)の手続や電子情報処理組織による申立て(法第132条の10第4項))についても、規律を設ける必要があると考えられる。(日書協)
- ・ 当事者参加の申出(法第47条等)、補助参加の申出(法第43条)、訴訟手続の受継の申立て(法第124条)等における訴状以外の申立書についても、被

害者である申立人が躊躇することなく申立てを行うことができるよう、訴状における秘匿措置と同様の制度を設けるべきである。（日弁連）

- ・ 訴状以外に、当事者参加の申出書（民訴法第47条等）、補助参加の申出書（同法第43条）、受継申立書（同法第124条）等の申立書についても、訴状における秘匿措置と同様の制度を設けるべきである。なお、準備書面に関しては、基本的には、訴状と同様の規律は不要であると思われる。（福岡弁）

【その他】裁判所

- ・ 本文の規律では、以下の書面が対象外（秘匿されない）となるとの指摘があった（第2から第4までにおいて同じ。）。（裁判所）
 - ①送達が不奏功であった場合における送達書類一式（例えば、不在留置期間経過によって郵便物が裁判所へ返戻された場合に記録に編綴される当該郵便物の書留引受番号のシールは、これによって郵便物の追跡調査が可能となり、配達担当の管轄郵便局が特定され得る。）
 - ②秘匿決定を行う前に行われた補正命令等の送達報告書
 - ③訴訟代理人に対する委任状、法定代理人との関係に関する資格証明書、原告表示書面に不備がある場合に当事者が作成する訂正申立書

(2) 管轄裁判所について

【○】大阪弁（一部）、札幌弁、日弁連、福岡弁

- ・ 秘匿措置の申出や職権による秘匿措置にかかる事件の管轄裁判所は、訴額が140万円以下の事件であっても、地方裁判所の管轄にすべきであるとの意見があった。（大阪弁）
- ・ 秘匿措置の規律を設ける場合の秘匿措置の申出に係る事件については、その要件の判断が複雑困難になることが予想されることから、秘匿措置の申出に係る事件の第一審の裁判権については、訴訟の目的の価額にかかわらず、地方裁判所（人事訴訟の場合には、家庭裁判所）に専属させるべきである。（札幌弁）
- ・ 秘匿措置の申出に係る事件については、その要件の判断や決定後の事務処理等において、大変慎重になされるべきと考えられ、万一にも漏洩等の問題が生じては制度の意味がなくなるため、限られた人的物的資源を効率的に運用するためにも、訴訟の目的の価額にかかわらず、地方裁判所において専属的に取り扱うべきである。（日弁連）
- ・ 秘匿措置の申出に係る事件については、非常に慎重な運用が求められるため、訴訟物の目的の価額にかかわらず、第一審の裁判権は地方裁判所に専属させるべきである。また、犯罪被害者・DV被害者等が被告となる事件について、被告が現住所を秘匿している場合、原告が、被告の旧住所を前提に訴訟提起したことに対し、被告が現住所を隠したまま移送を可能にする方策の検討も必要となる。この点、かかる場合は東京・

大阪等の大規模庁に管轄を認めるという考え方もあり得るものの、このような方策は地方における訴訟活動を制約する結果にも繋がりがねないため、秘匿の利益保護との関係で慎重な検討が必要である。(福岡弁)

(3) 原告代理人弁護士の住所を原告の住所として記載する実務について

【○】東弁（一部）、福岡弁

- ・ 当事者の住所の記載については、現行どおり柔軟な記載が認められる運用がされるものとすることを確認されたい。(東弁・民事介入暴力対策特別委員会)
現在の裁判所の運用では、犯罪被害者等からの訴え提起に当たっては、必要に応じ、「住所に代わる連絡先」として原告住所を秘匿し、代理人の事務所などを記載する方法が定着している。本秘匿制度の導入に伴い、住所の記載について、従前の運用を変更し、原告の住所を原告表示書面を裁判所に提出しなければならないこととなると、ヒューマンエラーや裁判所の決定如何によって、住所情報が相手方に伝わる可能性を排斥することができず、訴訟提起等を躊躇することにもなりかねない。
- ・ 試案のような制度が整えられたとしても、犯罪被害者の被害の内容や程度その他の状況によっては、情報漏えいをおそれて、裁判所や原告代理人に対してすら、自らの実際の居住地を明かしたくないという犯罪被害者も一定程度見受けられるところであり、なお原告代理人弁護士の住所を原告の住所として記載する実務が否定されるべきではない。(福岡弁)

(4) 被告から相談を受けた弁護士の利益相反確認の方策について

【○】大阪弁（一部）、札幌弁、東弁（一部）、日弁連

- ・ 弁護士の利益相反の有無の確認のための措置を検討するべきであるとの意見があった。(大阪弁)
- ・ 仮に、訴状における秘匿措置に関する規律を設ける場合は、併せて、被告から相談を受けた弁護士が利益相反の有無(弁護士職務基本規程28条2号、57条、58条、63条3号、64条、66条)を確認することができる規律を設けることを検討すべきである。例えば、裁判所は、被告の代理人になろうとする弁護士の申出があったときは、被告本人に知らせてはならない旨の条件を付した上で、原告の氏名及び住所を開示する制度(刑事訴訟法299条の4第1項参照)を設けることなどが考えられる。(札幌弁)
- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)
①被告訴訟代理人になろうとする弁護士が利益相反の有無を確認できるようにするための制度が必要である。(民事司法改革実現本部)
この制度が実現したときには、行きずりの犯罪被害者が原告となり、加害者を被告

として損害賠償請求訴訟を提起した場合などを想定すると、被告にとって原告がどのような者であるかは分かるが（“あのとき”の被害者）、被告訴訟代理人になろうとする弁護士に対し、原告についてそれ以上の説明はできないので、弁護士は利益相反の有無の確認が事実上できないという問題が生じる。

②被告代理人となろうとする弁護士の利益相反の確認について、通常の訴訟のように被告において利益相反の確認ができないが、被告側に原告の情報が伝えられてしまう不都合を回避するべく、被告代理人となろうとする弁護士の氏名、所属事務所等を原告に伝えることで確認するのが望ましいと考える。（犯罪被害者支援委員会）

③被告代理人弁護士が利益相反の有無を確認できるための方策も合わせて検討すべきである。もっとも、その方法としては、被告の代理人になろうとする弁護士の氏名及び所属事務所名・所在地等の情報を裁判所を通じて原告（代理人）に伝え、他の事件で依頼中の弁護士等でないこと（弁護士職務基本規程 28 条 2 号参照）の確認を得る制度などが考えられる。（民事介入暴力対策特別委員会）

被告の代理人になろうとする弁護士に限り、裁判所が被告本人に知らせてはならない旨の条件を付した上で氏名のみ【氏名及び住所】を開示する制度（刑事訴訟法 299 条の 4 第 1 項参照）は、民事事件の代理人になろうとする弁護士ということでは広範になりすぎ、適切ではない。

- ・ 秘匿措置の導入に際し、何らかの方法により、被告代理人が利益相反の有無を確認することができる方策を合わせて検討すべきである。例えば、被告の代理人になろうとする弁護士に限り、裁判所が被告本人に知らせてはならない旨の条件を付した上で氏名及び住所を開示する制度（刑事訴訟法第 299 条の 4 第 1 項参照）が考えられる。（日弁連）

原告の氏名及び住所が秘匿された場合、当該事件の被告から依頼を受けた弁護士が利益相反の有無（弁護士職務基本規程第 28 条第 2 号、第 57 条、第 58 条、第 63 条第 3 号、第 64 条、第 66 条）を確認することが事実上できないこととなる。そのため、利益相反の有無を確認できない以上、受任は困難であることから、被告は弁護士に依頼することも事実上困難となってしまう、被告の権利保護が十分図れないこととなる。

(5) その他について

【○】全司法、東弁（一部）、徳島弁、個人

- ・ 秘匿情報の取扱いは、現在、事務処理上の重要な課題になっており、これを機に国民的な議論を経て、根拠となる法規を整備する必要がある。今般の追加試案をとりまとめたことを契機として、必要な法整備が行われることを期待する。とりわけ、当事者の申立てによって秘匿情報を決定し、これにもとづいて事務処理が行われる制度を確立することが重要である。現状は、当事者から秘匿希望が示された場合に加え、秘

匿希望が推認される場合も含め、事件ごとに担当部署が「気を付けること」が求められている状況にあり、そうした制度的な不明確さのため個々の事案によって相当な検討を要することになり、職員の負担感の原因にもなっている。現在、秘匿情報の取扱いとは、主として記録の閲覧・謄写の場面で問題となっているが、訴状の記載事項をはじめ、全般的な法整備がなされることにより、一旦、秘匿情報等が記載された記録が作成され、事後的に閲覧・謄写の場面になってから秘匿決定にもとづいて記録をマスキングするのではなく、そもそも提出段階において秘匿情報を記載しなくても良い（別の書面を提出する、あるいは当事者がマスキングしたものを提出する等）方向で法整備が進めば、事務の効率化の上でも、秘匿すべき情報が流出するなどの過誤防止等の観点からも合理的であると考えられる。なお、こうした改正と合わせて、閲覧拒絶の根拠等をはじめ、記録の閲覧・謄写に関する規定もこれと整合するように定める必要がある。（全司法）

- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。（東弁）

①「民事訴訟法（IT化関係）の改正に関する追加試案（案）」には概ね賛成する。

（民事司法改革実現本部）

- ②当委員会は、基本的に、配偶者又はこれに準ずる関係にあった者の間でDV等があった場合における、加害者と被害者との間の民事訴訟を念頭において、被害者の身元識別情報を秘匿する措置の要否等についての意見を述べる。被害者が再婚し、新しい配偶者の氏を称しているような場合には、原告となるべき被害者の氏は、それ自体が、配偶者や子等の氏という、現に営んでいる生活に関する情報を含んでいる。被害者が訴訟を提起することでこの情報が加害者に知られ、新たに、生活の平穩を害されたり、害されることを恐れたりすることは考えられる。そのため、上記のような場合には、現に称している氏を被告に秘匿したまま、訴訟を提起し、追行することができるべきである。原告に訴訟代理人が就いている場合には、訴訟代理人の事務所の所在地を原告の住所として取り扱う実践が存在するが、住所の表示がこのようなものであっても、原告の氏名及び請求の原因に表れる原告と被告との関係等から、原告を特定することに支障はないと思われる。もっとも、上記のような取扱いは、飽くまで、裁判所による事実上の運用に基づくものであり、受訴裁判所が、原告代理人の事務所の所在地は原告の「住所」ではないとの立場を取った場合、訴状における当事者の表示が適式でないとして、訴えの提起が不適法とされる可能性は否定できない（民事訴訟法133条2項1号、民事訴訟規則2条1項1号参照）。また、原告に訴訟代理人が就いていない本人訴訟の場合には、そもそも、上記のような方法を取ることはできない。DV等の被害者は経済的に困窮していることも多く、日本司法支援センター（法テラス）の援助を受けるなどしてもなお、訴訟代理人を立てることが容易でないような場合、住所を被告に秘匿したまま訴訟を提起す

る必要があることは想定することができる。そのため、上記のような取扱いにつき、単なる事実上の運用として行うのではなく、民事訴訟法の規定に基づく正式な措置として行うようにできる必要があると考えられる。(性の平等に関する委員会)

③全体について賛成する。ただし、本文に(注)が付された提案箇所については、性犯罪・DV等の被害者やその支援団体(以下「被害者等」という。)の意見をよく聴いて対応していただきたい。また、制度の運用にあたっては、被害者等の意見をよく聴くとともに、秘匿された相手方に攻撃防御上の実質的な不利益が生じないよう配慮していただきたい。(法制委員会)

④本照会に係る当事者等情報の秘匿措置は、制度自体には必要性を認めることができるが、「秘匿」が民事訴訟関連手続に大きな影響を及ぼすものであることに照らし、濫用的利用の防止に関する適切な手当て、制度適用の是非(要件具備の疎明の有無)の慎重な判断、防御権等の行使可能性の実質的確保などに関し、相手方当事者の権利利益に適切に配慮したものとなるようさらに要件等を検討するべきである。(消費者問題特別委員会)

- ・ 秘匿措置の制度の創設の必要性は是認できるものの、性犯罪被害等を前提に、加害者とされる者を被告として損害賠償請求を行う事案の中に、ごく少数であるとはいえ、濫用的な提訴事例や不当な提訴事例が皆無ではないこと、ことに秘匿措置決定がなされた事件の被告訴訟代理人の立場で訴訟活動を行う弁護士としては、訴訟活動自体に大きな制限が加わり、かつ、その制限が裁判の公正に影響しかねない面が存することを想定した場合、国民の裁判を受ける権利との関係、ことに被告の応訴に関する権利の保障の観点に立てば、かかる極めて重大な制度を拙速に実現することは問題があると言わざるを得ず、民事訴訟手続のIT化に関する議論と同時に、拙速に同制度を設けることについては賛成しかねる。(徳島弁)
- ・ 試案に示された制度導入の趣旨は理解するが、原告や証人の住所、氏名等を秘匿することは、事案の内容によって程度の差はあれ、被告の攻撃防御権の行使に悪影響を及ぼすものであるので、必要最小限のものにとどめるべきである。ところが、試案の内容はこれに合致せず、総じて被告の攻撃防御権の行使への悪影響を無視ないし軽視していると言わざるを得ず、根本的に見直すべきである。(個人)

当職は、大分昔に、刑事弁護人及び訴訟代理人として、警官が目撃者を捏造した事件を受任したことがある。刑事一審では、目撃者の証言という重要な証拠により被告人は有罪となったが、刑事控訴審において、警官と目撃者が高校の同級生であり、目撃者として捏造された可能性が相当程度あることが判明し、逆転無罪で確定し、その後責任追及のための損害賠償請求訴訟において、一審勝訴、二審において「警官が目撃者を捏造したこと」を両社が自白し、当然ながら二審も勝訴して判決確定となった。警官と目撃者が高校の同級生であり、目撃者として捏造された可能性が相当程度あることが判明したのは、被告弁護側(支援者を含む。以下同様)の懸命な調査活動訴訟

活動（反対尋問を含む）によるものであるが、これらの活動が可能であったのは、警官の氏名と目撃者の住所、氏名が、当初の段階から訴訟記録上、判明していたからである。もし、警官の氏名と目撃者の住所、氏名が、被告弁護側に判明していなければ、およそ両者の人的関係の調査は不可能であり、「第三者たる目撃者」証言に裏付けられた誤った刑事一審の有罪判決が確定し、真実は闇の中に永遠に葬られてしまったに違いない。何が言いたいかと言うと、原告や証人の住所・氏名の秘匿を許容すると、そうでない場合に比べ事件の捏造がはるかに容易となり、還元すれば、事件が捏造されたことを見破ることがはるかに困難となるということである。従って、原告や証人の住所、氏名の秘匿を許容するには、余程厳格な要件を設定すべきである。

第2 送達場所等の届出における秘匿措置

送達場所等の届出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該送達を受けるべき場所及び当該送達受取人を当該当事者以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（3、4及び第6において「当事者送達場所等届出書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
- 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、当事者送達場所等届出書面の閲覧等を行うことができない。
- 4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。
 - (1) 当事者送達場所等届出書面
 - (2) 当事者送達場所等届出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

(注) 本文の規律に加えて、届出に係る通知アドレスを秘匿措置の対象とする規律を設ける考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】企業研、札幌弁、全司法、日書協、日司連

- ・ 賛成する。(札幌弁)
- ・ 本文1から4までについて規律を設けることに賛成する。(日書協)
- ・ 賛成する。(日司連)

送達場所及び送達受取人については、訴訟代理人の事務所を送達場所とする以外は、当事者の実家や職場等何らか本人に関わりのある場所が届出されることがほとんどであるから、送達場所及び送達受取人について秘匿することができるようにすることが適当である。

【一部賛成・一部反対】一弁、静岡書、日弁連、福岡弁

- ・ 賛成する。但し、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」という要件については、第1において述べたとおり、閲覧制限とは異なる独自の要件を設けるべきである。(一弁)
- ・ 本文1、3及び4について、一部反対する。追加試案第1の本文1の秘匿措置の決定があったときは、当該原告又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人が記載された部分(送達受取人が訴訟代理人の場合を除く。)は自動的に秘匿すべきである。本文2について、賛成する。(静岡書)
なお、送達を受けるべき場所および送達受取人について、公益により閲覧を許容する需要が観念できなかったため、追加試案第1の本文4及び5で述べた意見を特にしていない。
- ・ 送達場所等の届出における秘匿措置の規律を設けることに賛成する。本文1について、秘匿措置の要件につき、「名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれ」「身体若しくは財産に害を加えるおそれ」「畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」のいずれかを満たすことを要件とすべきであり、秘匿措置の要件の判断対象として、当事者及び法定代理人だけでなく、これらの者の親族や社会生活において密接な関係を有する者も加えるべきである。本文2から4までについて、賛成する。(日弁連)
- ・ 実体的要件は、「第1 訴状における秘匿措置」の場合と揃えるべきである。本文2から4までについて、賛成する。(福岡弁)

【反対】個人

- ・ 追加試案第2にある秘匿措置を設けることに反対する。(個人)
受送達者や送達場所を相手方に知られると社会生活上の著しい支障が生ずる事案の当事者やその法定代理人は、訴訟代理人を選任するのが通常であると考えられ、訴訟代理人が送達を受ける限りは、その受送達者や送達場所を知られても、当該代理人を選任した当事者やその法定代理人の社会生活に著しい支障は生じないと考えられる。他方、当事者やその法定代理人が、自ら口頭弁論期日に出廷し、相手方当事者と対峙して訴訟行為を行う場合には、そもそも社会生活上の支障が生ずるのか疑問である。

【その他】大阪弁、裁判所、東弁(一部)

- ・ 送達場所等の届出における秘匿措置の規律を設けることには反対しない。ただし、秘匿措置の要件としては、第1で述べたとおり、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」ではなく、「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」とすべきである。本文2から4までについて、いずれも賛成する。(大阪弁)

- ・ 転居により当事者送達場所等届出書面記載事項に変更があった場合における転居先の扱いが明確でなく、実務上の支障がある。(裁判所)
- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)
 - ①賛成である。(民事訴訟問題等特別委員会)
 - ②送達場所等の届出における秘匿措置の規律を設けることに賛成である。(民事介入暴力対策特別委員会)
 - ③本文1について、賛成する。ただし、要件については、前記第1の本文1に対する意見のとおり、できるだけ明確かつ限定的に規定するべきである。本文2及び3について、賛成する。本文4について、前記第1の本文5に対する意見のとおり、賛成、反対の両意見があった。(法友会)
 - ④追加試案に基本的に賛成であるが、他の法令等を参考に、「著しい」という表現をより具体的に、「支障」を「平穩を害する」等の表現にすることより柔軟な運用ができるようにするべきであるとの意見がある。(法曹親和会)
 - ⑤秘匿措置の規律を設けることについては賛成する。(法友全期会)

2 試案の注に対する意見

【賛成】一弁、大阪弁、札幌弁、静岡書、全司法、日書協、日司連、日弁連、福岡弁

- ・ 賛成する。(大阪弁)
通知アドレスも、アドレス名等によっては個人の特定等に繋がりうるものである。
- ・ 賛成する。(一弁)
通知アドレスの届出は送達場所の届出に相当するものである。メールアドレスを利用して迷惑メール等による嫌がらせが行われたり、メールアドレスが公開されることで、当事者の生活に支障を及ぼす可能性がある。
- ・ 賛成する。(札幌弁)
当該訴訟類型においては、訴訟代理人に対しても、畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがある一方、通知アドレスは、裁判所を通じて利用するものによらず、反対当事者に開示しなければならないものではないから、通知アドレスを秘匿措置の対象とする規律を設ける際には、訴訟代理人のものについても、その対象とすべきである。
- ・ システム送達運用を視野に入れ、届出に係る通知アドレスを秘匿措置の対象とする規律も設けてもらいたい。(全司法)
- ・ 通知アドレスを秘匿措置の対象とすることに賛成する。(日書協)
通知アドレス宛てに執拗にメールが送信されることなども想定されるためである。
- ・ 事件管理システムを利用する場合の通知アドレスについては、公開される訴訟記録の対象からは除外するか、(注)のとおり、本文の規律に加えて、届出に係る通知ア

ドレスを秘匿措置の対象とする規律を設けるべきである。(日司連)

メールアドレスは重要な個人情報であり、変更が容易なものと限らないこと及び脅迫等を含めた嫌がらせ行為の対象となりやすい。また、訴訟遂行において、当事者が相手方の通知アドレスを知る必要もない。

- ・ 秘匿措置の対象として、通知アドレスも追加することに賛成する。(日弁連)

当事者が通知アドレスを届け出た場合、当該通知アドレスが相手方に知られた場合に迷惑メールの送信等のリスクが生じる上、当該当事者のアドレスに氏名(アルファベット等)が含まれている場合もあることから、その氏名が相手方に判明することも想定される。なお、通知アドレスについてはシステム送達に用いるだけの情報であり、そもそも訴訟記録に含まれないとも考え得る。

- ・ 賛成する。(福岡弁)

通知アドレスは原告やその関係者を識別ないし推知し得る場合があるため対象とすべきである。

【反対】個人

- ・ 電子メールのアドレスについては、容易に取得できるのであるから、相手方当事者に知られても差し支えないものを通知アドレスとして届け出ればよく、これを秘匿する措置を設ける必要はない。(個人)

【その他】東弁(一部)

- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)

①賛成である。(民事訴訟問題等特別委員会)

昨今のネットによる中傷や嫌がらせの深刻さからすると、当事者の通知アドレスが相手方に知られることにより、直接的な暴行や暴言以外の行為により当事者が深刻な被害を受けることが予想される。

②賛成する。(法友全期会)

本人訴訟において、通知アドレスに個人名等を加えている場合、通知アドレスの開示により、個人の特定に至る場合があると考えられる。

第3 調査嘱託における秘匿措置

調査嘱託における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面中法第133条第2項第1号に掲げる事項又は法第104条第1項に規定する当事者若しくは法定代理人の送達を受けるべき場所若しくは送達受取人を識別させることとなる情報又は当該情報を推知することができる情報が記載された部分（2、3及び第6において「当事者識別推知情報記載部分」という。）が相手方に閲覧されることにより、法第133条第2項第1号に掲げる事項が記載された部分に記載された者又は当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、裁判所は、当該当事者の申立てにより又は職権で、当事者識別推知情報記載部分を当該当事者以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（申立てにおいて特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）の閲覧等を行うことができない。
- 3 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。(1)の部分は、証拠とすることができない。
 - (1) 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）
 - (2) (1)の書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

（注）本文と同様の秘匿措置の規律を適用すべき書面の範囲を送付嘱託（法第226条）に基づく送付に係る文書及び文書提出命令（法第223条第1項）に基づく提出に係る文書等に拡張するなど、その範囲については、引き続き検討する。

（意見の概要）

1 試案の本文に対する意見

【賛成】一弁、企業研、全司法、日書協、日司連、日弁連、福岡弁、個人

- ・ 賛成する。但し、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」という要件については、第1で述べたとおり、閲覧制限とは異なる独自の要件を設けるべきである。また、決定に際しては、秘匿措置を申し立てた当事者以外の当事者の意見を聴く機会を設けるべきである。（一弁）

なお、調査嘱託の報告に係る書面は証拠となるため、相手方当事者の攻撃防御の保障も考慮する必要があるが、本文3において、当事者識別推知情報記載部分は証拠とすることができないとされているため、その点についての配慮もなされているものとする。

- 追加試案に賛成する。また、いずれかの手続で秘匿決定がされた場合には、原則として、当該決定はその事件全体の手続に及ぶものとし、新たな申立ては不要と考えるべきではないか。(全司法)

- 本文1から3までについて規律を設けることに賛成する。(日書協)

なお、実務上、裁判所が職権により被告の住所の調査嘱託を行う場合には、法第186条に基づく証拠調べとしての調査嘱託ではなく、法第151条第1項第6号に基づく釈明処分としての調査嘱託が行われることもあるため、この場合を含む規律にする必要があると考えられる。また、調査嘱託の申立てをした者の相手方が秘匿措置を希望する場合には、調査嘱託の申立てをした者が回答書を閲覧する前に、相手方が秘匿措置の申立てをするかどうかを判断できるようにする(例えば、相手方から、申立人よりも先に回答書を閲覧したいとの申出があったときは、その申出を認めるなど)必要があると考えられる。

- 賛成する。(日司連)

訴状送達後の調査嘱託の場面では、当事者が訴状等で一旦秘匿措置の申立てをしているのであれば、同一の秘匿情報について、さらに当事者に秘匿措置の申立てを求めるのは酷である。例えば、秘匿措置申立てがなされたら、その秘匿情報、あるいは秘匿情報に繋がるキーワードをあらかじめ事件管理システムに登録し、その後事件管理システムにアップロードされる書面などでは自動的に伏せ字にする、あるいはアップロード時にアラートが出る仕様とするなど、原則として職権で対応をすることが妥当である。そのうえで、推知情報など、システムで直ちに対応することが難しいと思われる秘匿情報は当事者の申立てにより秘匿する、という運用が当事者の保護と負担軽減になると考えられる。本文3後段の「証拠とすることができない」とする取扱いによって当事者間の情報格差による不平等が解消されると考えられる。

- 調査嘱託における秘匿措置の規律を設けることに賛成する。本文1について、秘匿措置の要件につき、「名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれ」「身体若しくは財産に害を加えるおそれ」「恐怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」のいずれかを満たすことを要件とすべきであり、秘匿措置の要件の判断対象として、当事者及び法定代理人だけでなく、これらの者の親族や社会生活において密接な関係を有する者も加えるべきであり、当事者申立てによる調査嘱託に係る報告書面についての秘匿措置の規律を設けることに賛成し、職権による調査嘱託における住所等記載部分の秘匿措置の規律を設けることに賛成し、調査嘱託における秘匿措置の対象事項として当事者識別推知情報についても対象に含めることに賛成する。本文2及び

3について、賛成する。(日弁連)

嘱託に係る調査結果が記載された回答書は、当事者の援用を要することなく証拠として取り扱われるものであるから、当事者識別推知情報部分について、本文3(1)の書面を証拠とすることができないとする規律を設ける必要がある。

- ・ 規律を設けることに賛成するが、実体的要件は「第1 訴状における秘匿措置」の場合と揃えるべきである。また、本文1の決定においては、後に秘匿措置に対する不服申立てをしようとする者に対し、秘匿された情報の種類を知る機会を保障するために、秘匿措置の決定の理由において、秘匿された情報の種類に言及すべきである。(福岡弁)

なお、「第3 調査嘱託における秘匿措置」では、秘匿対象に「当事者識別推知情報記載部分」も加わり、その範囲が拡張することになるため、当事者が具体的にどのような情報の秘匿を求めるのかについては特定させる必要があることから、基本的には当事者の申立てを必要とすべきである。

【一部賛成・一部反対】静岡書

- ・ 本文1について、一部反対する。①既に秘匿措置の決定があったとき(当該の意見における自動的に秘匿されたときを含む。)は、当該措置により秘匿される当事者、法定代理人、送達を受けるべき場所、送達受取人、推知情報は、自動的に秘匿すべきである。②上記①により自動的に秘匿した場合、当該訴訟事件を担当する狭義の裁判所を除くその他の者すべてに対して秘匿すべきである。③上記①の自動的に秘匿される情報を除くその他の情報であって、当該情報が閲覧されることによって「生命又は身体に対する危害が生じるおそれその他社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」があると認めるときは、裁判所は、当該当事者の申立てにより又は職権で、当該情報を当該当事者以外の者に秘匿することができる旨の規律をすべきである。本文2及び3について、賛成する。(静岡書)

【反対】個人

- ・ 追加試案第3にある秘匿措置を設けることに反対する。(個人)
調査嘱託は、裁判所に到着した調査結果それ自体が証拠となると解されているから、調査結果を当事者に秘匿するということは、事実認定の基礎となる証拠の閲覧検討を禁止することに外ならないところ、証拠の閲覧検討を禁じられた当事者が、このような証拠に基づく事実認定を受け容れられないことはもとより、その手続保障にも重大な疑義を生ずることは明らかである。

【その他】大阪弁、裁判所、札幌弁、東弁(一部)、徳島弁、個人

- ・ 調査嘱託に関する秘匿措置の規律を設けることには、以下の条件が満たされるので

あれば、反対しない。秘匿措置の要件は、第1で述べたとおり、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」ではなく、「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」とすべきである。また、訴状の送達前の調査嘱託においては、法133条2項1号に掲げる事項、識別情報及び推知情報の全てを対象に、当事者の申立て又は職権により秘匿措置を講じることが出来ることとし、訴訟送達後の調査嘱託については、法133条2項1号に掲げる事項及び識別情報に限り、秘匿措置を講じることが出来るべきである。本文2及び3については、賛成する。(大阪弁)

推知情報については、「推知」自体が定義上その範囲が不明確であり、当事者の攻撃防御権を過度に制限するおそれがある。当事者を推知させる情報は多岐に亘り、それこそ、近隣(近隣の意味も不明確であるが)の地域名や道路名、施設名、史跡名などの固有名詞と一般名詞(例えば公園や学校など)を組み合わせることで当事者の概ねの所在地が特定できることは、よくあることである。特に、民事訴訟に至るような場合には、もともと、当事者間で何らかの基礎情報が共有されていることも少なくない(例えば、DV事案であれば本人の氏名や本籍地、家族・親族・友人の氏名・住所等、性被害事案や暴力団関係事案であれば被害等の現場など)ことから、それらと組み合わせることによって当事者の特定に至る推知情報は相当数に及ぶと思われる。

- 本文の規律について、次のような実務上の支障の指摘が相当数あった。(裁判所)
 - ①秘匿申立ての時点ではある程度包括的な申立てを許容した上で、申立人において回答後に回答内容を閲覧して秘匿申立ての対象を特定するといった運用は、双方当事者が秘匿申立てをした場合には不可能である。
 - ②何が当事者識別推知情報に該当するかは、当事者に関する諸事情によって左右されるものであって、そのような事情を把握していない裁判所において具体的な特定をすることは実務上極めて困難ないし不可能である。また、同様の理由から、補足説明第3の本文2及び3以外の場合に、当事者識別推知情報が記載された書面に該当するとして、職権により秘匿決定をすることも困難である。
 - ③電子カルテや動画等については裁判所においてマスクングすることが技術的に困難である場合がある。
 - ④調査嘱託の回答で得た住民票上の被告の住所につき秘匿決定をした上で訴状等の送達をしたところ、不在等により送達できなかった場合で、その後、付郵便又は公示送達の申立てを検討するような場合、誰も現地調査を行うことができず、訴訟の進行ができなくなるおそれがある。
- 仮に、訴状における秘匿措置の規律を設ける場合には、本文に賛成する。(札幌弁)

ただし、報告書面が届いた時点で、訴状における秘匿措置の決定を受けた当事者が報告書面を確認し、当事者識別推知情報の記載の特定を行った上で、裁判所が判断するという規律が必要となると考えられ、このような、実務上運用可能な規律をどのように定めるかが重大な問題である。

- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)
 - ①賛成である。(民事訴訟問題等特別委員会)
 - ②調査嘱託における秘匿措置の規律を設けることに賛成である。(民事介入暴力対策特別委員会)
 - ③本文1について、賛成する。ただし、要件については、できるだけ明確かつ限定的に規定するべきである。本文2について、賛成する。本文3について、賛成、反対の両意見があった。(法友会)
 - ④調査嘱託においても、秘匿措置(当事者識別推知情報も対象に入れる)を設けることに基本的に賛成である。(法曹親和会)
 - ⑤賛成する。(期成会)
 - ⑥調査嘱託における秘匿措置に賛成する。(法友全期会)
- ・ 例えば識別情報、推知情報に関し、都市部に関しては学校名(固有名詞)を伏せさえすれば、単に「私立高等学校」だけでは推知は事実上不可能であると言いうるが、徳島県の場合だと、学校の種別だけで事実上単一の学校が特定しうることも想定できる。したがって、地方部では推知情報の取扱いについては、都市部以上の特段の配慮を要する点は十分考慮されたい。(徳島弁)
- ・ 原告の配偶者や未成年の子は、保護されるべき法律上の利益を原告と同一にしている蓋然性が典型的に高いと考えられるので、試案中「当該当事者若しくは当該法定代理人」とあるのは、「当該当事者、その配偶者又は未成年の子もしくは当該法定代理人」とすべきである。(個人)

2 試案の注に対する意見

【賛成】一弁、企業研、札幌弁、全司法、日書協、日司連、日弁連、福岡弁

- ・ 引き続き検討することに賛成する。(一弁)
 - 送付嘱託や文書提出命令についても、調査嘱託同様、その必要性が認められるため、同様の規律を設けることを検討すべきである。
- ・ 賛成する。(企業研)
 - 他の手続についても、漏れなく、同様の制度を設けるべきである。
- ・ 調査嘱託も送付嘱託(法226条)も、いずれも回答書に秘匿情報が含まれるのであるから、当事者秘匿措置の規律を適用すべき書面の範囲を、調査嘱託に限定せず、送付嘱託に基づく送付に係る文書及び文書提出命令(法223条1項)に基づく提出に係る文書等に拡張するとの意見に賛成する。(全司法)
- ・ 送付嘱託に基づく送付に係る文書及び文書提出命令に基づく提出に係る文書等に拡張することに賛成する。(日書協)
 - 実務上、これらの文書に秘匿措置を希望する情報が記載されていることもあるから

である。ただし、送付嘱託により得られる文書の内容、形状、分量等を事前に想定することは難しいため、秘匿措置の実効性を踏まえた閲覧等を行う当事者の先後関係や、秘匿措置がとられた情報のマスキング主体等についてさらに検討する必要があると考えられる。

- 本文と同様の規律の適用範囲を各手続へ拡張することに賛成する。(日司連)
基本的には、武器対等原則の観点から、適用すべき手続や書面を限定列挙すべきである。しかし、それが難しければ、秘匿情報自体に焦点を当て、一旦秘匿措置が申し立てられた情報は、どの手続、どの書面においても裁判所の職権で秘匿措置を施せる仕組みにするほかないと考えられる。
- 送付嘱託に基づく送付に係る文書及び文書提出命令に基づく提出に係る文書等についても、本文と同様の秘匿措置の規律を適用する規律を設けるべきであるほか、期日間に第三者より裁判所に提出され、当事者の閲覧等に供される文書等について秘匿措置の規律を適用する包括的な規律を設けるべきである。(日弁連)
送付嘱託に基づく送付に係る文書及び文書提出命令に基づく提出に係る文書以外の裁判所に第三者から提出された文書等についても、当該当事者の予期せぬ法第133条第2項第1号等の事項や当事者識別推知情報が記載され、それが閲覧等されることは想定されるから、本文の調査嘱託の規律に加え、期日間に第三者より裁判所に提出され、当事者の閲覧等に供される文書等について秘匿措置を設ける包括的な規律を設けるべきである。
- 送付嘱託及び文書提出命令に係る文書中の当事者識別推知情報記載部分についても、本文と同様の規律を設けるべきである。(福岡弁)

【その他】大阪弁、裁判所、静岡書、東弁（一部）

- 文書送付嘱託・文書提出命令について引き続き検討することは賛成であるが、法133条2項1号に掲げる事項及び識別情報に限って秘匿措置を認めるとの方向で検討すべきである。(大阪弁)
- 送付嘱託に基づく送付に係る文書や文書提出命令に基づく提出に係る文書は、調査嘱託に比して、さらに多岐にわたり内容が膨大となり得る上、外国語で記載されている場合等、裁判所が内容を理解することが不可能な場合もあるため、当事者識別推知情報記載部分を具体的に特定した申立てがされない場合、これらの文書について適切に秘匿措置を講ずることは実務上困難である（相当数の指摘あり）。カルテなどを送付嘱託する場合、患者の氏名及び住所を記載して嘱託する必要があるため、嘱託書も秘匿の対象としない場合には支障が生ずる。
その他の書面に拡張することについて。許否の裁判等に相応の時間を要する可能性があるが、対象が拡大することにより審理が遅延するおそれがある。(裁判所)
- 本文に対する上記①から③までの意見と同じ規律をすべきである。(静岡書)

- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)

①秘匿措置の規律を適用すべき書面の範囲を拡張することに賛成するが、先送りにするのではなく、今回の改正により一斉に適用できるように準備すべきである。釈明処分としての調査嘱託(法151条1項6号)と提訴前証拠収集処分としての調査嘱託(法132条の4第1項第2号)についても、法186条の調査嘱託の場合と同じ問題が生じると思われるため、これらにも今回の改正で拡張すべきと考える。
(民事訴訟問題等特別委員会)

秘匿措置を実効あらしめるためには、制度に穴が生じないよう訴訟係属後の各手続における秘匿措置についても、同時に規律を定めておくべきである。

②送付嘱託についても同様の規律を設けるべきである。(民事介入暴力対策特別委員会)

③(注)の秘匿措置の規律を適用すべき書面の範囲を引き続き検討することに賛成する。(法友会)

第三者によって裁判所に送付される文書は、送付嘱託に基づく送付に係る文書、文書提出命令に基づく提出に係る文書に限られない。尋問に代わって提出される書面(民訴法第205条)、鑑定人が書面で意見を陳述した場合のその書面(民訴法第215条第1項、第2項)、調査嘱託に基づく回答に文書が添付された場合のその文書(民訴法第186条)などもあり、これらにも秘匿措置を講じるべきことがあり得るから、これらの文書にも秘匿措置を講じ得る規律の提案をするべきである(抽象的に一般的規律を設ける、秘匿措置を講じる必要のある文書を具体的・網羅的に列挙するなどの立法の仕方が考えられる。)

④送付嘱託、文書提出命令に基づいて提出される文書等においても秘匿措置の規律を設けることを検討されたい。(法友全期会)

3 その他の意見

(1) 共同訴訟における規律について

【○】大阪弁、東弁(一部)、日書協、日弁連、福岡弁

- ・ 複数当事者訴訟における規律を置くべきであるとの意見もあった。(大阪弁)
- ・ 一般的に、共同被告(あるいは原告)間では情報共有されることが多いので、秘匿措置が決定された情報については、一律に全当事者との関係で秘匿されるべきであり、一部の被告との関係で秘匿措置を取り消す扱いは混乱を生じさせるだけではないかと考える。(東弁・民事訴訟問題等特別委員会)
- ・ 共同訴訟において一部の当事者間において秘匿措置の要件を満たす場合の規律を設ける必要があると考えられる。(日書協)
- ・ 追加試案の補足説明においては、共同訴訟の場合に秘匿措置の規律を設けるべき事

例が挙げられているが、かかる場合以外にも秘匿措置を設けるべき場合があることも考えられるから、どのような場合において秘匿措置の規律を設ける必要があるか、類型に応じて引き続き検討し、共同訴訟の場合においても秘匿措置の規律を設けるべきである。(日弁連)

- ・ 複数の被告がいる共同訴訟等で、一部の被告に対してのみ加害行為のおそれがあるとして秘匿措置がとられた場合に、当該被告以外の被告が提出する書面・書証(秘匿すべき情報が記載されたもの)の取扱いや、一部の被告についてのみ除外事由による取消しの効力が相対的に生じた場合に、当該被告が提出する書面・書証(秘匿すべき情報が記載されたもの)の取扱いについては、何らかの規律を設ける必要がある。(福岡弁)

(2) 訴状が転送された場合の送達報告書についての規律について

【〇】大阪弁(一部)、静岡書、全司法、日弁連、福岡弁

- ・ 訴状が誤って被告の居住地に転送された場合(送達報告書に被告の現住所が記載されることになる。)に関する規律を置くべきであるとの意見もあった。(大阪弁)
- ・ 被告についての郵便送達報告書の秘匿措置について、被告が転送先等で送達を受けた場合であって、当該送達の場所が閲覧されることによって「生命又は身体に対する危害が生じるおそれその他社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」があると認めるときは、裁判所は、当該被告の申立てにより、決定で、当該送達の場所を当該被告以外の者に秘匿することができる旨の規律をすべきである。(静岡書)
- ・ 届出によらない送達が奏功した場合も、当該送達報告書に、秘匿すべき住所等の情報が含まれる可能性がある。この場合も当事者のプライバシー保護の趣旨を貫徹すべく、その記載についても申立て又は職権で秘匿の措置を採ることができるようにすべきである。(全司法)
- ・ 原告が被告の既知の住所を訴状に記載し、この住所に宛てて訴状の送達を試みた場合において、訴状が誤って被告の現住所に転送され、被告がこれを受け取った場合に被告の現住所が記載された送達報告書についても、被告が被害者である場合に、同様の状況が生じるから、これも秘匿措置の対象とすべきである。(日弁連)
- ・ 本文3(2)で規律する調査囑託報告書面に基づいてする送達に関する送達報告書に加え、加害者(原告)が、被害者(被告)の既知の住所に宛てて訴状送達を試みたら、誤って被害者(被告)の現住所に転送され、被害者(被告)がこれを受領してしまった場合における送達報告書についても、同様の規律を設けるべきである。(福岡弁)

第4 証人尋問の申出における秘匿措置

証人尋問の申出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第180条第1項の申出（証人の尋問に係るものに限る。2において同じ。）に係る書面中証人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当事者又は法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該証人を当該当事者及び当該証人以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第180条第1項の申出に係る書面中証人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（3、4及び第6において「証人尋問申出書面」という。）を提出してしなければならない。
- 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者及び当該証人以外の者は、証人尋問申出書面の閲覧等を行うことができない。
- 4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者及び当該証人以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。

(1) 証人尋問申出書面

(2) 証人尋問申出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面
その他の書面

(注1) 本文の規律（証人の氏名等が当事者又は法定代理人の推知情報又は識別情報に当たる場合の規律）に加えて、証人自身について本文1の事由がある場合にも、証人の氏名等を相手方に秘匿したまま、その証言を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

(注2) 本文及び（注1）の規律に加えて、書証の申出（法第219条）として提出する文書の原本中の作成名義人が記載された部分を相手方に秘匿したまま、その部分を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

（意見の概要）

1 試案の本文に対する意見

【賛成】札幌弁（一部）、全司法、日書協、日司連、日弁連、福岡弁

- ・ 本文に賛成するとした上で、第1から第3までと同様、本文の要件に加えて、「名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれ」、「身体若しくは財産に害を加えるおそれ」又は「畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」のいずれかの要件により秘匿措置を認めるべきであるとする意見がある。仮に証人尋問における秘

匿措置を設けるとしても、秘匿を認める要件や範囲はより限定的にすべきとする意見もある。(札幌弁)

- ・ 追加試案に賛成する。(全司法)

証人の氏名住所等から当事者又は法定代理人の氏名住所等が推知されることは容易に想定できる。

- ・ 本文1から4までについて規律を設けることに賛成する。(日書協)
- ・ 賛成する。(日司連)

性犯罪の加害者、DV等の加害者、暴力団員を被告とする際などは、当事者の氏名等を秘匿したとしても、立証段階において、証人の氏名等から当事者の所在等が推知されてしまうおそれがあり、そのことが人証としての採用に悪影響を与えないように秘匿措置に関する規律が必要である。なお、証人の秘匿による相手方の攻撃防御上の実質的な不利益については第5の除外事由による取消しの申立てが制度上保障されれば問題ない。

- ・ 証人尋問の申出における秘匿措置の規律を設けることについて賛成する。本文1の秘匿措置の要件について、「名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれ」「身体若しくは財産に害を加えるおそれ」「畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」のいずれかを満たすことを要件とすべきである。本文2から4までについて、賛成する。(日弁連)

当事者が証人尋問の申出をする場合、申出書に証人の氏名、住所を記載して申し出ることにより当該当事者に秘匿措置の実体的要件を満たすような支障が生じる場合、当該当事者は、証人尋問の申出を断念してしまうような結果となることもあり得る。そこでこのような場合にも、当該当事者による証人尋問の申出を可能とするため、証人尋問における秘匿措置の規律を設けるべきである。

秘匿措置の規律を設けることにより相手方にとって証人の氏名が秘匿されたまま証人尋問が行われても、相手方は適切に反対尋問をすることができないとの指摘については、通常秘匿措置の申出が行われる場合にも、証人申請の際に、証人の属性等は一定程度明らかにしてされることとなると考えられ、また、相手方の攻撃防御に支障が生ずるときは、除外事由により秘匿措置が取り消されることで対応できる。証拠に関する一定の情報を当事者の一方に知らせないまま裁判所が証拠とすることができることとするのは、従来の証拠法則とは相容れないものであるとの指摘があるが、裁判所が証拠調べの必要性があるとして証拠決定をし、相手方が取消しの申立てをした場合であっても攻撃防御に支障が生じないとした場合を想定して、秘匿措置の規律を設けることも許容されるべきである。

- ・ 規律を設けることに賛成するが、実体的要件は「1 訴状における秘匿措置」の場合と揃えるべきである。(福岡弁)

性被害や民事介入暴力等の被害者が申し出た証人の尋問申出書が相手方に閲覧さ

れ、証人の氏名、住所が加害者である相手方に知られることにより、当該当事者に支障が生じる恐れがある場合、証人尋問の申出を躊躇せざるを得なくなることも考えられるから、証人の記載のうち秘匿すべき部分を秘匿することが出来る規律を設けることは相当である。このように考えたとしても、証人の氏名、住所が明かされないことにより、相手方の攻撃防御に支障が生じる場合は、除外事由による取消しが認められることとなるから、相手方の攻撃防御の問題は生じない。

【一部賛成・一部反対】静岡書

- ・ 本文1について、一部反対する。①既に秘匿措置の決定があったとき（当該の意見における自動的に秘匿されたときを含む。）は、当該措置により秘匿される当事者、法定代理人、送達を受けるべき場所、送達受取人、推知情報は、自動的に秘匿すべきである。②上記①の自動的に秘匿される情報を除くその他の情報であって、当該情報が閲覧されることによって「生命又は身体に対する危害が生じるおそれその他社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」があると認めるときは、裁判所は、当該当事者の申立てにより又は職権で、当該情報を当該当事者以外の者に秘匿することができる旨の規律をすべきである。③ただし、上記①または②により証人の氏名等が秘匿されたときには、当該証人の陳述書（秘匿措置済みのもの。）の提出を義務としたり、当該証人を取り調べる証拠調べの期日を2回設けたりするなど、相手方が反対尋問をするうえで不利になることがないように配慮する趣旨の規定を設けるべきである。本文2から4までについて、賛成する。（静岡書）

【反対】一弁、札幌弁（一部）、個人

- ・ 反対する。（一弁）

当事者の家族が証人となる場合など、証人の氏名及び住所から当事者の氏名及び住所が把握される可能性は考えられないではないが、証人の氏名及び住所が秘匿措置の対象となった場合、相手方当事者は、証人がどのような人物であるかが不明確な状態のまま証人尋問を強いられることになり、相手方当事者の攻撃防御に支障が生ずる可能性は否定できない。第3の調査嘱託と異なり、証人尋問では秘匿措置が取られた場合も当該証人の証言は証拠として事実認定に用いられることになるため、相手方当事者の不利益を無視することはできない。この点、補足説明では、除外事由による秘匿措置の取消しという不服申立て（第5の本文1(2)）で対応されることになるとの意見が示されているが、秘匿措置の決定が一度出てしまうと、取消しが認められるハードルが高くなることが懸念される（秘匿措置を認めた裁判所としては、申立当事者に対する危害のおそれを理由に取消しを躊躇することは十分想定される）。また、現在も証人の住所は、勤務先など既に知っている場所を記載するなどして証人の住所を知られないような運用がなされている。証人尋問に関してはかかる運用で対応すべきであ

る。

- ・ 反社会的勢力等を被告とする民事訴訟においては、証人尋問における秘匿措置が必要な場合があると考えられるが、それは暴対法等の特別法において定めれば足りるとの意見、また、犯罪被害者について、いわゆる犯罪被害者保護法に基づく損害賠償命令を申し立てた後、異議申立てがなされ、通常の民事訴訟に移行した場合には、証人尋問においても秘匿措置が必要な場合があると考えられるが、それは犯罪被害者保護法等の特別法において定めれば足りるとの意見があった。(札幌弁)

- ・ 追加試案第4にある秘匿措置を設けることに反対する。(個人)

追加試案の秘匿の措置をとられた証人の尋問において、秘匿の対象となった証人の氏名等を尋ねる質問に対する証言を拒絶できなければ(秘匿の措置がとられたことは民訴法196条及び197条に定める証言拒絶事由には当たらないであろう。)、秘匿の措置をとった意味は失われるし、逆に、上記の質問に対する証言も拒絶できるとすれば、法律に定めのない新たな証言拒絶事由を認めることになる。なお、氏名等を秘匿され、いわば覆面を纏ったような証人の証言(このような証人による証言の信用性を偽証罰により確保できるかも疑問が残る。)を基礎とした事実認定に説得力がないであろうことも容易に推測できる。

- ・ すべて反対する。(個人)

試案の制度が導入されると、被告が、原告と証人との人的利害関係や証人の証言の信用性に関する事実を調査することが不可能となるので、事実の捏造が容易となり、事件が捏造されたことを見破ることが困難となる。匿名(顕名であっても、住所を匿し、責任追及を免れ得る場合を含む。)の証言は、無責任なものであり、かかる証言を証拠として許容する訴訟制度は、国民の裁判に対する信用を大きく害するものである。

【その他】大阪弁、企業研、裁判所、札幌弁、東弁(一部)、個人

- ・ 証人尋問の申出における秘匿措置の規律を設けることには反対しない。また、秘匿措置の要件についても、第1で述べたとおり、「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること」ではなく、「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」とすべきである。なお、証人については、氏名の秘匿は認められないとすべきであるとの意見もあったことから、更に慎重に検討すべきである。本文2からまでについて、賛成する。(大阪弁)

証言については、証人の氏名及び住所等を含むあらゆる情報を手がかりとしてその信用性を争う権利が保障されるべきであり(憲法32条の裁判を受ける権利には、手続保障を含むのが通説である)、証人の氏名や住所等も証言の信用性に関わる事項であるから、その秘匿には慎重であるべきである。また、相手方当事者への証人の氏名などの秘匿は、事実と異なる証言を誘発するおそれや本来証人となり得ない者が証人

申請されるなどのおそれがあり、公正な裁判という観点からも問題がある。これらの問題は、事後的な不服申立てによって解消しきれない問題である。

- ・ 賛成論と反対論との両論があった。(企業研)
 - ・ 本文の規律について、次のような指摘が相当数あった。(裁判所)
 - ①証人の情報はその証言の信用性を争うために重要な情報であると考えられるため、「相手方の攻撃防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあること」を理由とした取消しの申立てが頻発し、当該申立ての審理及び不服申立ての審理に時間がかかる結果、訴訟が遅延するおそれがある。
 - ②証人の氏名は訴訟手続で使用され、また訴訟記録中にも現れることがあるため、代替呼称を定めることとしないと実務上支障が生ずる。
- その他、証人の取調べを申し出た当事者以外の当事者が秘匿を希望するような場合(例えば、原告、被告A、被告Bとする訴訟において、被告Aが、自分の住所を被告Bに秘匿したい希望があるときに、原告から被告Aと同居する親族の証人申請がされる場合)があり得るので、留意すべきとの指摘があった。
- ・ 性犯罪やDV事件等の被害者が加害者に対して損害賠償請求をしようとする場合等には、住所・氏名等を秘匿したまま訴訟を遂行することを可能にする必要性は大きい。しかしながら、その規律については様々な意見があり、民事訴訟の根幹を変更する大改正であることから、今後、慎重かつ十分な検討が必要である。(札幌弁)
 - ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東京弁)

①反対の意見と賛成の意見があった。(民事訴訟問題等特別委員会)

反対の意見の理由は、証人の属性は、証言内容の証拠力に影響するところが少なからずあると考えるので、当事者以外の証人について秘匿措置をとることには慎重であるべきというものである。

賛成の意見の理由は、証人尋問の申出という手続を利用することで、秘匿措置の実効性を担保できない結果が招来される懸念があり、限定的にでも秘匿制度を認めるべき事案はやはりあるというものである。証人尋問を実施するにあたって遮蔽措置(法203条の3)が設けられると、相手方当事者にとって、証人尋問の現場においても、証人が誰なのか判らないという事態が生じ得、反対尋問の準備どころか、尋問期日においても反対尋問ができないに等しいと考えられることから、遮蔽措置は設けない運用をする、不服申立てによる取消しを積極的に認める等、反対尋問権が不当に害されないよう慎重な配慮・運用が必要と考える。不服申立ての制度設定があることの他に、被告側に代理人弁護士がついている場合に、被告本人に知らせないことを条件として、被告訴訟代理人に対し、相手方当事者の攻撃防御の権利の保護との関係などを考慮しつつ、裁判所が何らかの開示を認める制度についても検討するべきではないか。

- ②証人尋問の申出における秘匿措置の規律を設けることに賛成である。(民事介入暴力対策特別委員会)
- ③秘匿の対象は当事者識別情報のみならず、当事者識別推知情報も含まれるとすることに賛成であるが、当事者・法定代理人が「社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれ」があることという要件は厳格に過ぎないかという問題がある。(法曹親和会)
- ④賛成する。(期成会)

証拠の実質的内容にわたらない部分をマスキングした上での立証は現在の訴訟実務上も行われている。単なる氏名・住所情報はこれを秘匿して実質的な防御上の不利益が生じる(反対尋問が適切にできない)ような場面は限定的であるし、そのような場面では不服申立て(除外事由による取消し)で対応すればよい。
- ⑤証人の氏名等が明らかになることにより原告の特定に至るような場合、原告の氏名等について秘匿措置の規律を設けた趣旨が失われるおそれがあるため、証人の氏名等について秘匿措置の規律を設けることには賛成の意見が多くあった。(法友全期会)
- ・ 秘匿措置を講ずることのメリット(報復防止)とデメリット(証拠能力判断への影響及び被告の防御活動への影響)を衡量すると、措置の対象は、性犯罪(刑法第22章の罪)の被害者が、加害者にその損害賠償を求める訴えにおける証人に限定するべきである。(個人)

2 試案の注1に対する意見

【賛成】札幌弁(一部)、日書協、日司連、日弁連、福岡弁(一部)

- ・ 証人保護の観点から(注1)の規律を設けることについても賛成する意見があった。(札幌弁)
- ・ 証人自身についての規律を設けることに賛成する。(日書協)

尋問調書(人証の表示としての氏名の記載。証人等目録を含む。)及び宣誓書(署名押印。規則第112条第3項前段)が対象になると考えられる。
- ・ 賛成する。(日司連)

ただし、あらかじめ証人自身が秘匿措置の申立てをすることができる構造ではないため、当事者が当事者自身の秘匿情報を申立てた事案について、証人尋問申出があった場合には、裁判所は、相手方に当該申出を送付する前に、証人に証人自身の秘匿を求めるかどうか確認をし、証人に自身の秘匿措置の申立ての機会を与えるべきである。
- ・ 証人自身について本文1の事由がある場合にも、証人の氏名等を相手方に秘匿したまま、その証言を証拠とすることができる規律を設けるべきである。(日弁連)

一旦証人と決定されれば、証人として出頭義務、証言義務が課せられるところ、証人自身に本文1の事由がある場合に証人について秘匿措置の規律により証人の保護

を図ることができないのであれば、証人を進退両難の地位に追い込むものであって酷である。このような証人の保護を図れば、当事者は当該証人しか真実を述べることができずという場合にも証人申請をすることができることとなり、当該当事者の被害救済につながるものであると考えることができるから、第1から第3までの場合と同様であり、証人自身に本文1の事由がある場合にも秘匿措置の規律を設けることも許容されるべきであるとする。証人自身に本文1の事由がある場合に秘匿措置申出がされる場合、証人自身で秘匿措置決定をすべき事由を疎明することもできるとすることが適切であり、証人自身に申出権を認めるべきである。

- ・ 望ましいという意見がある。(福岡弁)

【反対】一弁、企業研、福岡弁（一部）

- ・ 反対する。(一弁)

証人自身の法益まで秘匿措置の対象に含めると、当該証人の証人申出を行う当事者が、その法益保護の必要性を検討せざるを得ないことになるが、当事者あるいは当事者の代理人に第三者となる証人自身の利益を考慮した措置を採らせることを期待することはできないし、秘匿措置を申し立てなかった当事者と証人との間で、秘匿措置を申し出なかったことについての別途の紛争を引き起こすことも懸念される。

- ・ 反対である。(企業研)

証人の保護と当事者の保護は異質の問題なので、前者を保護するための要件は、より慎重に検討すべきだからある。

- ・ 反対する意見がある。(福岡弁)

証人自身に支障が生じるおそれがある場合においても、秘匿措置の規律を設けるものとするについては、他の秘匿措置の規律が当事者又は法定代理人の保護を目的とするものであることと比して異質である。

【その他】大阪弁、裁判所、静岡書、全司法、東弁（一部）

- ・ 証人自身の保護を理由として秘匿措置を認めるとの考え方については、賛否両論があったことから、更に慎重に検討すべきである。(大阪弁)

注1で検討されている考え方は、証人が「生命・身体の安全が害されるおそれがあること」(等)を理由に秘匿措置を認めるべきかどうかという問題であって、本追加試案で提案されている秘匿措置とは趣旨を全く異にしているとして、証人に対する秘匿措置に強く反対する意見もあった。一方、証人尋問という手続に関する措置として、証人の法益を保護する必要性はあるとして、要件を厳格にするなどの検討を必要としたうえで、これに賛成する意見もあった。

- ・ 積極方向、消極方向のそれぞれについて実務上の支障に関する指摘があった。(裁判所)

- ①性犯罪又はDVの被害者が証人となる事件、暴力団等の反社会的勢力が関係する事件等において、証人が自身を保護するため、秘匿措置が必要であると申し出た場合などに対応する規律がないと円滑な訴訟進行の支障となりかねない。
- ②証人自身が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるか否かという点の判断は必ずしも容易ではなく、この点の判断に時間がかかって、訴訟が遅延するおそれがある。
- ・ 本文に対する上記②及び③の意見と同様の規律をすべきである。(静岡書)
当事者でない証人こそ、手厚く手立てすべきである。
- ・ 注1にあるように、当事者に支障が及ぶ場合のみならず、証人自身が「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」場合にまで秘匿措置を施すことには慎重に考える必要がある。(全司法)
- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)
 - ①反対の意見と、賛成の意見があった。(民事訴訟問題等特別委員会)
 - ②証人自身の氏名等も秘匿できる規律を設ける注1の考え方に賛成である。(民事介入暴力対策特別委員会)
 - ③(注1)の考え方に反対する。(法友会)
 - ④証人自体を保護する観点からの秘匿措置についても検討するべきである。(法曹親和会)
 - ⑤証人自身の事由で秘匿措置を取れるとすることについても賛成する。(期成会)
暴力団を相手方とする訴訟、複数事件を起こしている加害者に対する他の被害者等。
 - ⑥賛成意見と反対意見があった。(法友全期会)
たとえば、性的犯罪の被害者が同種の他の案件で証人として証言する場合や、反社会的勢力を当事者とする事件で、第三者が証人となる場合等は、証人自身を保護法益の帰属主体とする必要性があると言える。

3 試案の注2に対する意見

【賛成】企業研、静岡書、日司連、福岡弁（一部）

- ・ 基本的に賛成するが、当該秘匿措置が相手方に及ぼす影響について配慮する趣旨の規定を併せて設けるべきである。(静岡書)
- ・ 賛成する。(日司連)
現在の証人尋問の事前準備または代替としての陳述書の取扱いを踏まえると、(注1)同様、証人自身の利益保護のために秘匿措置に関する規律を設けるべきである。
- ・ 望ましいという意見がある。(福岡弁)

【反対】一弁、大阪弁、福岡弁（一部）

- ・ 反対する。（一弁）

書証の作成名義人が誰であるかは、証拠の信用性にも関わる重要な情報であり、相手方当事者の攻撃防御のために吟味する必要性が高い。
- ・ 書証の申出について、相手方当事者が作成の真正を争う場合にまで、作成名義人を秘匿した書証の形式的証拠力を認める旨の規定をおくことには反対である。（大阪弁）

書証の作成の真正は、立証の根幹に関わる問題であり、相手方当事者にはこれを争う機会が常に与えられる必要がある。相手方当事者がこれを争おうとしている場合に、作成名義人が秘匿されているにもかかわらず形式的証拠力を認めることは、相手方当事者の手続保障の観点から許されないというべきである。
- ・ 作成名義人は書証の信用性判断に直結するものであり、相手方が書証の作成名義を争えば、結局は、除外事由による取消しが認められることになると考えられるのであるから、相手方が争わない場合を想定して、このような規定を設ける必要性に乏しいと考えられる。（福岡弁）

【その他】裁判所、札幌弁、全司法、東弁（一部）、日弁連

- ・ このような制度が設けられた場合、申立ての都度、許否の裁判が必要となる上、文書の成立の真正が否認された場合等に取消しの申立てが頻発し、当該申立ての審理及び不服申立ての審理に時間がかかる結果、全体として訴訟が遅延するおそれがあるとの指摘が相当数あった。（裁判所）
- ・ 文書の作成名義人を秘匿することは、文書の成立の真正、ひいては、形式的証拠力に関わる問題である。反対当事者が成立の真正及び形式的証拠力を争う結果、反対当事者が成立の真正を否認するために、挙証者が文書の成立の真正を証明せざるを得ないことが想定され、秘匿措置を設ける実効性がない。（札幌弁）
- ・ 当事者に支障が及ぶ場合のみならず、書証の作成名義人自身が「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」場合にまで秘匿措置を施すことには慎重に考える必要がある。（全司法）
- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。（東弁）
 - ①反対の意見と、賛成の意見があった。（民事訴訟問題等特別委員会）
 - ②（注2）の考え方に反対する。（法友会）

被告に文書の原本中の作成名義人が分からないと、文書の成立の真正に関する意見を述べ得ないだけでなく、文書の証拠価値に関する攻撃防御をすることができない。
 - ③証人として証言する場合のみならず、陳述書等を証拠として提出する場合の作成者名義の秘匿についても同様の問題があるので、検討が必要である。（法曹親和会）
- ・ 書証の申出として提出する文書の原本中の作成名義人が記載された部分を相手方

に秘匿したまま、その部分を証拠とすることができる規律を設けるか否かについては、引き続き検討すべきである。(日弁連)

書証の作成名義については、作成名義が不明のままでは相手方が、成立の真正を争う場合に意見を述べることができず、証拠価値を争う場合にも極めて重要な情報であるし、書証は人証とは異なり、証人尋問で反対尋問をすることもできない。とすれば、相手方が書証の成立の真正や証拠価値を争えば攻撃防御に不利益があるものとして、基本的には秘匿措置決定が取り消されて相手方に開示されてしまうことになると考えられるのであり、結局書証の証拠申出を取り下げしかなく、このような規律自体を設ける必要性に乏しいとも考えられる。一方、証人について氏名、住所等の秘匿措置が申し立てられ、秘匿措置決定がされた場合において、当該証人の陳述書が尋問前に提出されるような場合、相手方としては、反対尋問の準備のため、作成名義人を秘匿することを争わない可能性があり、そのような場合には、認められるべきであるとも思われる。

第5 不服申立て

第1から第4までの秘匿措置に対する不服申立てについて、次のような規律を設けるものとする。

1 秘匿措置の取消し

(1) 要件の欠缺による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等をしようとする当事者及び第三者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者以外の者に対してもその効力を有する。

(2) 除外事由による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等をしようとする当事者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、これにより自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあることを疎明して、その決定の取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者に対してのみその効力を有する。アの取消しが全ての当事者に対してその効力を生ずることとなるときは、第三者に対してもその効力を生ずる。

(3) 裁判所は、(1)及び(2)の取消しの申立てについて裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。

(4) 第1から第4までの秘匿措置の決定を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

2 即時抗告

(1) 第1から第4までの秘匿措置の申立てを却下した裁判並びに1(1)及び(2)の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(2) 裁判所は、1(1)及び(2)の取消しの申立てを却下した裁判に対する即時抗告について裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。

(注) 本文の規律に加えて、本文1(2)の取消しの裁判が効力を生じたとき（イ後段の場合を除く。）は、当事者、法定代理人、訴訟代理人又は補佐人は、その取消しにより知り得た情報を、その訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は他の者に開示してはならないとの規律を設ける考え方がある。

(意見の概要)

1 試案の本文1(1)に対する意見

【賛成】一弁、大阪弁、全司法、日書協、日司連、福岡弁（一部）

- ・ 賛成する。(一弁)
- ・ 賛成する。なお、要件の欠缺による取消しの申立権者に、当事者のみならず第三者も含めるべきかについては賛否両論があったことから、更に慎重に検討すべきである。(大阪弁)

訴訟記録の閲覧等は法92条の場合を除き第三者にも認められることが原則であること、本追加試案による秘匿措置が第三者にも及ぶものであること、当該秘匿措置の要件が満たされない場合には第三者に対しても秘匿する必要がなく、むしろ、原則どおり第三者が閲覧等することが出来るとするのが公開原則の趣旨にもかなうこと、秘匿措置の要件を満たさないにも関わらず第三者の閲覧等を禁止する必要がある場合には法92条の閲覧等の措置を講じれば足りること等から、第三者を含めるべきであるとの意見があった。

一方、秘匿措置は、被告がどのような者か(DV・犯罪の加害者、暴力団(員))という主体の属性に基づくことが想定されており、第三者に、原告の保護利益を上回る、取消しを求めるべき利益はないといえること、また、即時抗告に関して、即時抗告可能とした上で相手方当事者の意見を聴く機会を保障すべきと考え、第三者に広く取消権を認めたのでは、対応する当事者の負担が問題となってくることなどから第三者を含めるべきでないとの意見もあった。

- ・ 追加試案に賛成する。(全司法)
- ・ 本文1について規律を設けることに賛成する。(日書協)

なお、不服申立てに直接関連するものではないが、調査囑託における秘匿措置に関して当事者識別推知情報記載部分を職権により秘匿できるとの規律を検討していることから、秘匿措置の取消しの場面においても職権による取消しの要否を検討する必要があると考えられる。

- ・ 秘匿措置の取消し制度を設けることに賛成する。(日司連)

要件の欠缺による取消しについては、形式面での該当性についての判断であるから、当事者以外の第三者にも申立権を認めただうえで、申立てに係る者以外にも効果を有するとすることは、法第91条第1項及び法第92条との整合性が認められる。

【一部賛成・一部反対】札幌弁、静岡書、日弁連、福岡弁（一部）、個人

- ・ 仮に、秘匿措置の規律を設ける場合には、不服申立ての制度を設けることに賛成する。(札幌弁)

その場合、秘匿措置の取消し(本文1)については、取消しの申立てを却下する裁判をするときは、秘匿措置の決定により特定された者の意見聴取を要しないものとす

べきである。なお、要件の欠缺を理由とする取消しについては、第三者に要件欠缺を争う利益があるとは言い難いとして、第三者に申立権を認めるべきではないとする意見もあった。

- 条件付きで賛成する。取消しが認められた場合、原告が被告の同意なく訴訟を取り下げることでできる旨の規律を設けるべきである。(静岡書)
- 秘匿措置の対象となるべき情報につき、秘匿措置をかけた上で、一定の場合に不服申立てによってこれを取り消す旨の規律を設けることには賛成する。要件欠缺による取消しの申立権は当事者に限定すべきであり、第三者に申立権を認めるべきではない。(日弁連)

第一に、第三者に取消しの申立権を与えた場合、例えば加害者たる相手方当事者の意を受け、あるいは興味本位によるインターネット上の呼び掛けに呼応するなどして、無数の第三者から、秘匿措置取消しの申立てが濫用的になされるといった事態が容易に想定される。濫用的な秘匿措置取消しの申立てが行われた場合、①被害者当事者が対応(本文1(3)の意見聴取。なお意見聴取を設けること自体は正当である。)に忙殺される、②取消しの申立人が不特定多数の場合には、トライアンドエラーを繰り返す中で、被害者当事者から複数の事実主張を引き出し、それらを組み合わせるなどして、被害者の氏名や住所等が特定され、それが加害者当事者に伝わる危険性がある、③被害者当事者が意見聴取手続の中で、秘匿措置要件を満たすことを示すために、DV等の被害実態も示す必要に迫られることも考えられるところ、それによって被害者当事者のみならず加害者当事者の名誉・プライバシーが侵害されるという看過できない不都合が生じる。

第二に、第三者が閲覧等を求める利益は、秘匿措置を求める被害者当事者の利益との対比において、不服申立権を必要的ならしめるものとはいえないほどに小さいと解される。秘匿措置では、当事者が「見られたくない」と願う相手は相手方当事者であって、秘匿措置の要件該当性は、被害者当事者と加害者当事者の間で判断されており、第三者はいわば部外者的な地位にあるのであって、秘匿措置の要件欠缺を当然に争うべき地位にあるとはいえない。また、秘匿措置では、被害者当事者の生命・身体が侵害される場面も想定されており、秘密記載部分の閲覧等制限に比べて、要件欠缺を争われることの危険性が秘匿を求める当事者にとって相当に高い。

- 第三者に取消しの申立権を認めることには反対意見がある。(福岡弁)

秘匿措置は、被害者やその一定の範囲の関係者にとって、典型的には、生命身体が安全という極めて重要な利益が加害者により侵害され得る場面に適用されるものであり、関係者でない第三者に取消権を認める必要性は決して高くない。むしろ、第三者の取消権を認めることで、加害者やその関係者が第三者を利用して大量に取消しの申立てを行い、被害者と裁判所の負担を増加させることも考えられる。さらに、そのような手続的負担や秘匿措置が取り消されるリスクを危惧して、そもそも被害者が訴

訟手続による救済を断念してしまう事態も想定され得る。

- ・ 第三者に取消しの申立権を与えるべきではない。(個人)

一般第三者からの取消申立てに対して被害者が対応を余儀なくさせられることは手続上も心理的にも負担が大きいこと、当該第三者を通じて加害者に情報が開示される懸念があること、被害者が要件具備について疎明するなかで被害者や同居の子だけでなく加害者の重大なプライバシー情報開示を余儀なくされるだけでなく、加害者からのDV被害も当該第三者に主張せざるをえず、被害者の名誉を傷つけるだけでなく、加害者から名誉毀損等言われて新たな紛争の種となるリスクもあることなどから、一般第三者に対して取消権を付与する必要性も乏しく、かつ、不相当である。

【反対】個人

- ・ 追加試案第1から第4にある秘匿措置を設けることに反対するから、追加試案第5にある不服申立ての規律も不要であり、このような規律を設けることに反対する。(個人)

【その他】東弁（一部）

- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)

①ア、いずれについても、賛成する。(民事訴訟問題等特別委員会)

②不服申立てにより秘匿決定が取り消されることになった場合は、犯罪被害者に当該訴訟を取り下げるか否かの選択の機会が与えられるべきである。不服申立権を第三者に認めるべきではない。(犯罪被害者支援委員会)

③秘匿措置の対象となるべき情報につき、秘匿措置をかけた上で、一定の場合に不服申立てによって取り消す旨の規律を設けることに賛成である。取消しの申立権は当事者に限るべきであり、第三者に申立権を認めるべきではない。(民事介入暴力対策特別委員会)

④賛成する。ただし、申立権者に第三者を含めることについては、賛否の両意見が拮抗した。(法友会)

賛成意見の理由は、民訴法第91条第1項は、憲法上の要請と捉えられておらず、立法政策で訴訟記録の閲覧の制度を設けることが可能であり、被告が不服申立てをしない場合に、訴訟当事者でない第三者に不服申立て認める必要性はないというものである。

反対意見の理由は、民訴法第91条第1項の規定は、憲法第82条第1項の趣旨をより実質化するものと評価されており、この閲覧請求には、特定の合理的な根拠に基づく必要は求められておらず、秘匿措置の要件を欠く場合に、あえて第三者の取消申立てを否定する理由はないというものである。マスコミ、学者等の第三者が、

秘匿情報を入手したり、これをもとにヒアリング、取材等をしたりする機会を奪うべきでない。

⑤要件欠缺による取消しの申立主体に、第三者も入れることで、取消しを求める者が際限なく広がる恐れがあることから、取消しを求めることができる第三者を、合理的な利害関係を有する者（取消しを求める必要性を疎明することができる者）に限るなどの措置が必要であるとの意見がある。（法曹親和会）

⑥賛成する。（期成会）

⑦不服申立権者に第三者を含めることについては反対である。（法友全期会）

攻撃防御の観点からは不服申立権は当事者に与えれば十分であるとする。不服申立権を第三者に与えることによって、濫用的申立て、訴訟遅延等を引き起こすおそれも大きい。

2 試案の本文1(2)に対する意見

【賛成】一弁、大阪弁、企業研、札幌弁、全司法、日書協、日司連、日弁連、福岡弁（一部）

- ・ 賛成する。但し、本文1(2)（除外事由による取消し）について、「自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれ」については、秘匿措置の申立てがなされた訴訟における攻撃防御を原則としつつも、別訴における攻撃又は防御の不利益も例外として考慮すべき場合を設定すべきである。（一弁）

なお、前訴判決の既判力の主観的範囲が後訴における攻撃防御方法として問題となる場合、補足説明では、前訴に係る訴訟記録の存する裁判所に対する調査嘱託で前訴原告の氏名及び住所の情報との一致又は不一致の回答を得ることなどで攻撃防御を尽くさせることは可能という考えが示唆されているが、そのような間接的な情報確認では攻撃防御の保障として十分とは言えない場合もあり得る。

- ・ 賛成する。（大阪弁）

攻撃防御方法への支障を理由に秘匿措置を取り消す場合といえども、全ての当事者間で秘匿措置を取り消す場合には、第三者との間でも秘匿措置を継続する必要はない（第三者との関係においては、必要があれば、別途閲覧等の制限を申し立てるべきである。）ことから、第三者に対しても取消しの効力を認めてよいと考える。

- ・ 賛成する。（企業研）

- ・ 仮に、秘匿措置の規律を設ける場合には、不服申立ての制度を設けることに賛成する。（札幌弁）

- ・ 追加試案に賛成する。（全司法）

- ・ 本文1について規律を設けることに賛成する。（日書協）

- ・ 秘匿措置の取消し制度を設けることに賛成する。（日司連）

- ・ 「攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれ」との要件に該当し得る具体的な

ケースについて検討を深め、必要に応じて要件を見直すとともに、除外事由による取消しが認められる場合であっても、氏名については姓のみの開示としたり、住所については都道府県のみ開示としたりするなど、必ずしも秘匿された情報の全部開示によらず、攻撃防御上の実質的な不利益を解消する限りにおいて開示する方策を講じるべきである。(日弁連)

除外事由に該当するとして不服申立てが認容されるケースでは、秘匿措置の要件も同時に充足されている。このような危険性があってもなお、秘匿された情報を開示するとの結論を導くためには、攻撃防御に実質的な不利益が生じる場合として、具体的にどのような事例が典型例として考えられるのか、明確にされている必要があるが、現時点では必ずしも明らかではない。

- ・ 本文1(2)のアにおいて、取消しの要件を「秘匿措置により自己の攻撃防御に実質的な不利益が生じるおそれがあること」とすることには慎重に検討すべきである。また、イにおいて、アの取消しがすべての当事者に対してその効力を生ずることとなるときは、第三者に対してもその効力を生ずるとされている点について、取消しの効力が第三者に認められる根拠が不明である。(福岡弁)

「攻撃防御の実質的な不利益が生ずるおそれ」がある場面としては、識別困難性や管轄違い、既判力などの議論がされているが、秘匿された原告等の氏名を開示しなければ被告の攻撃防御が保障されないとする場面は想定しづらく、要件として導入する必要はないとさえ思われる。仮に、その必要性を首肯するとしても、「秘匿情報を開示しなければ、他に攻撃防御をする方法がない」等の不可欠性要件を導入するなど厳格性を要求すべきである。

【一部賛成・一部反対】静岡書、個人

- ・ 条件付きで賛成する。取消しが認められた場合、原告が被告の同意なく訴訟を取り下げることのできる旨の規律を設けるべきである。(静岡書)
- ・ 除外事由のみによる取消しを認めるべきではない。仮に、除外事由による取消しの規定を置く場合、取消しを申し立てる当事者の「自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれ」のところは、例示をおくなど範囲が広がりすぎないような規定とすべきである。裁判所が調査囑託により被告の住民票上の住所を取得した場合、当該住所情報が記載された訴訟記録について、部分的であっても、除外事由による取消しを認めるべきではない。(個人)

被害者が加害者に秘匿している情報が、被害者の同意なく加害者に開示されることにより、被害者の重要な法益が侵害されうるにもかかわらず、被害者の安全確保に優先して保障すべきとされるような加害者の攻撃防御権が仮にありうるとすれば、当該訴訟の段階、審理状況などもふまえて、厳格かつ「実質的」にみて本案の結論を左右するような重大なものに限定すべきである。そして、加害者が原告、被害者が被告の場合、

被害者や同居の子の住所等の情報が、加害者の攻撃防御において「実質的な不利益」を与える場合はほとんど想定できない。

そもそも裁判所は、原告加害者が提起した民事訴訟手続上、住民票上の住所に住む被告への送達を目的として、自治体に調査嘱託を行っているのであって、調査嘱託を受けた自治体は、住民票上の住所提供にあたって、原告の立場にいる加害者に対して裁判所が、被告の関与も同意もなく取得した住民票上の住所を開示する可能性があるとは全く想定していないはずである。裁判所において、被告被害者への送達という調査嘱託の目的が果たされたにもかかわらず、その目的の範囲を超えて、被告の同意なく、加害者に対し、一部であっても有効な支援措置がかかっている状態での住民票上の住所を開示することを認めるのであれば、あまりにも住民票を異動させるリスクが大きく避難後の安全が脅かされるため、支援措置制度の信頼が揺らぎ、これを利用するDV被害者は極端に減少するであろう。その場合、住民票を異動させない状態でも、被害者や同居の子が避難先での社会生活に支障が出ないよう、被害者の自立支援（DV法8条の3参照）、社会福祉、教育、保健、労働等の分野での行政の対応をより強化する必要がある。DV被害者や同居の子が避難後一定期間にわたって生活する施設（公的・民間のシェルター、保護施設、支援施設など）数は全国的にみてもそれほど多くなく、都道府県ごとには数か所しかないため、都道府県が開示されれば容易に探索可能であるので、裁判所が取得した被告被害者の住民票上の住所の情報については、その一部であっても、秘匿措置の取消しによって加害者に開示されることがないように徹底すべきである。

- ・ 試案の本文1(2)アの取消しは、被告の申立てを広く認める内容とすべきであり、そのためには例えば「実質的な不利益」を、単に「支障」とする等に修正すべきである。

（個人）

試案の本文1(2)アの「実質的な不利益を生ずるおそれ」の意味内容はあいまいであり、解釈によっては被告にとって疎明困難な内容となるおそれもある。例えば、事件が捏造された場合、被告としては、原告が提訴するに至った経過を調査する必要がある、そのためにはまずは原告（証人について秘匿措置がとられた場合は、証人）が何者であるかを知る必要がある、原告ないし証人の住所、氏名の秘匿措置を取り消されたい。」と申し立てる他はない。試案の補足説明17ページ下から6行目以下に「当事者の氏名等を閲覧することができたからといって、被告にとっての原告の認識生がその程度向上するののかについては疑義がある」と記されているが、原告の住所氏名を把握することは、原告が如何なる人物であり、如何なる経過で訴訟提起に至ったかを調査する出発点であることを全く理解していない的外れの議論と言わざるを得ず、失当この上ない。

【反対】個人

- ・ 追加試案第1から第4にある秘匿措置を設けることに反対するから、追加試案第5にある不服申立ての規律も不要であり、このような規律を設けることに反対する。(個人)

【その他】裁判所、東弁（一部）、個人

- ・ ①除外事由による取消しについて。閲覧等を認めた場合の支障の程度と攻撃防御上の不利益をどのように比較衡量するのか、どのような場合に取消しが認められるのかなど、判断基準が可能な限り明確にされなければ実務上の支障が生ずる。
- ・ ②相対的取消しについて。相対的取消しがされた場合、その後に出された秘匿情報が記載された主張書面や証拠書類をどのように扱えば良いかが明確でなく（特に、証拠共通の原則との関係で問題となる。）、審理に支障を来しかねない。多数当事者訴訟において、一部の当事者についてのみ秘匿決定が取り消された場合、証拠は全当事者に共通することとの関係が整理されないと審理判断に混乱が生ずる場合がある。(裁判所)
- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)
 - ①アに賛成し、イには反対するとの意見と、ア、イともに賛成するとの意見があった。(民事訴訟問題等特別委員会)
 - ②秘匿決定の理由として疎明された秘匿事由の「おそれ」が顕在化した場合に原告が被る不利益と、秘匿によって被告側が被る不利益とを比較し、前者を上回る程の不利益が存する場合を取消しの基準とする旨明記すべきである。(民事介入暴力対策特別委員会)
 - ③賛成する。(法友会)

ただし、「攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれ」という要件は規範的であり、具体例を示すなど裁判所の判断が裁量的にならないための工夫を検討すべきである。
- ・ 裁判所が事案に応じて適切に対応できるように、全部取消しだけでなく、一部取消し(氏名のみ、住所のみ、あるいはそれらの中の一部の部分)の制度も設けるべきである。(個人)

3 試案の本文1(3)及び(4)に対する意見

【賛成】一弁、大阪弁、日書協、日司連、日弁連、福岡弁（一部）

- ・ 秘匿措置の取消しの制度を設けることに賛成したうえで、取消しが認められた場合に、原告側が被告側の同意なくして訴訟の取下げができるような規律を設けることを提案する。(一弁)
- ・ 本文1について規律を設けることに賛成する。(日書協)

- ・ 賛成する。(日弁連)

【一部賛成・一部反対】全司法、福岡弁(一部)

- ・ 取消しの申立てを却下する裁判をする場合には、意見聴取は不要とする考え方が相当である。(全司法)
- ・ 本文1(3)については反対する。取消しの申立てを却下する裁判をする場合には、秘匿措置の決定により特定された者の意見聴取は要しない規律にすべきである。(福岡弁)
常に意見聴取を必須とすれば、同人に過度な手続的負担をかけることにもなりかねず、また、同人の意見は基本的に秘匿措置決定の取消しに消極的なものと推測される。

【その他】裁判所、東弁(一部)

- ・ ①取消申立てを却下する裁判をするときにまで「秘匿措置の決定により特定された者」の意見聴取を要するとすると、判断が無用に遅延するという支障が生ずる。
- ・ ②終局から相当期間経過後に取消しの申立てがされるなどして「秘匿措置の決定により特定された者」が所在不明等の場合には、意見聴取ができず、裁判ができないことになる。(裁判所)
- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)
 - ①賛成する。(民事訴訟問題等特別委員会)
 - ②賛成する。(法友会)

4 試案の本文2に対する意見

【賛成】一弁、大阪弁、静岡書、日書協、日司連、日弁連、福岡弁(一部)

- ・ 本文2について規律を設けることに賛成する。(日書協)
- ・ 賛成する。(日弁連)

【一部賛成・一部反対】札幌弁、静岡書、福岡弁(一部)

- ・ 仮に、秘匿措置の規律を設ける場合には、不服申立ての制度を設けることに賛成する。(札幌弁)
その場合、即時抗告(本文2)については、家事事件手続法89条2項を参考に、即時抗告が不適法であるとき又は即時抗告に理由がないことが明らかな場合には、必要的意見聴取の対象としないこととする、あるいは、非訟事件手続法70条を参考に、原審の終局決定を取り消す場合でなければ、意見聴取を必要的としないものとするべきである。

- ・ 本文2(2)については反対する意見もあった。取消しの申立てを却下した裁判に対する即時抗告の申立てを却下する裁判をする場合には、秘匿措置の決定により特定された者の意見聴取は要しない規律にすべきである。(福岡弁)

【その他】裁判所、東弁（一部）

- ・ ①秘匿措置に関連する決定に対して無条件に即時抗告を認めると、即時抗告が頻発し、訴訟が遅延するおそれがある（例えば、秘匿措置の申立てを却下した裁判及び秘匿措置を取り消す裁判に限り即時抗告を認め、取消しの申立てを却下した裁判に対しては即時抗告を認めないとするのが考えられる。）。
- ・ ②攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるか否かは、そのような攻撃防御の必要性又は証拠の採否の判断とも絡む問題であり、受訴裁判所ではなく抗告審で判断するのは困難ないし不相当であり、これを抗告理由に含めると、審理が紛糾し、訴訟が遅延するおそれが大きい。(裁判所)
- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)
 - ①賛成する。(民事訴訟問題等特別委員会)

秘匿制度ができると、本案の成否と不服申立事由の存否とが重なり合う事例が多いと思われる。受訴裁判所の裁判官に本案についての判断に専心してもらえるように、秘匿措置に関する不服申立てについては、本案判決の確定後に判断することができる(申立ての時点での不服申立てに対する判断を留保できる)ような策を設定ないしは運用とすることは可能かどうか検討して頂きたい。
 - ②賛成する。(法友会)

5 試案の注に対する意見

【賛成】札幌弁

【一部賛成・一部反対】一弁、静岡書、日弁連、個人

- ・ 知り得た情報の利用を一定の場合に制限することは賛成するが、(注)で提案されている規律には反対する。(一弁)

例えば、当該情報を当該訴訟の判決に基づく強制執行の場面で利用することは許容されるべきである。
- ・ 条件付きで賛成する。この規律をすることによって、取消しの判断が緩やかになることは避けるべきである。(静岡書)
- ・ 秘匿措置が除外事由によって申立人に限って取り消された場合に、当該申立人たる当事者、法定代理人、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該取消しにより知り得た情報につき、その訴訟追行のためなどの限定された目的に限って利用できるものとして、

目的外利用を禁止するとともに、他の者に開示してはならないとの規律を設けるべきである。(日弁連)

取消しが認められて情報開示を受けた当事者が、得られた情報を他の当事者に開示し、あるいはインターネット上に公開するなどして拡散した場合、有効な秘匿措置が事実上無効化されてしまうばかりか、被害者当事者の生命・身体等に危害が及ぶおそれが生じる。当該情報の利用目的につき、狭く限定列挙する必要はあるものの、(注)にあるように、「その訴訟の追行の目的」に限るべきであるかは検討を要する。例えば、開示を受けた原告が勝訴して強制執行を行う場面や、開示を受けた被告が勝訴後、前訴原告に対して訴訟を提起するような場面で、開示を受けた情報の利用が必要になるケースも考えられる。

- ・ 「他の者に開示してはならない」については、「訴訟の追行の目的のために開示する必要がある場合を除く」旨明記すべきである。(個人)

「訴訟の追行の目的のために、秘匿されていた情報を利用する」という具体的内容の主たるものは、「事実関係の調査のために用いる」ということと解され、かかる事実関係の徹底的な調査は、一般的には、被告ないし被告代理人が単独で良くなし得るところではなく、適宜、関係者、専門家ないし支援者を含む第三者の助力を仰ぐ必要があることは当然である。

【その他】大阪弁、裁判所、東弁（一部）、日書協、日司連

- ・ 目的外利用の禁止の規律を設けること自体には反対しないが、閲覧等の制限の決定に伴う当事者の公法上の義務と同様に、正当な理由等による例外を認める必要があるかどうかを更に慎重に検討すべきである。(大阪弁)

例えば、多数人に共通する事実上及び法律上の原因に基づく請求権の存在を争う(他地裁での)同種事件において、秘匿措置の対象とされた事実(推知情報が対象とされた場合は特に)が他の同種訴訟の攻撃防御方法においても意味を有する場合があります(例えば、特定の病院に受診歴があることが当該事案の共通した特徴となっている場合など)。

- ・ 「その訴訟の追行の目的以外の目的」について、相対的取消しの場合に主張や尋問の中で秘匿情報に言及することや、執行手続のために情報を利用することが目的外利用に当たるか否かが明確でなく、実務上支障が生ずるとの指摘が相当数あった。(裁判所)
- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)

①留保つきで賛成する。(民事訴訟問題等特別委員会)

共同訴訟のように同じく原告あるいは被告となっている者の間では、当事者ごとに扱いが異なることはその実効性も含めて疑問であり、一律の扱いとすべきである。

- ② (注) の除外事由の取消しにより知り得た情報を、その訴訟の追行の目的以外の目的のために利用すること等を禁じる規律を設ける考え方に賛成する。(法友会)
- ③取消しの申立てをした当事者等が取消しにより知り得た情報を訴訟追行の目的以外の目的のために利用し、または他の者に開示してはならないとの規律を設けることに賛成する。(法友全期会)
- ・ 特に意見はないが、実効性の確保について更に検討する必要があると考えられる。(日書協)
- ・ 慎重に考えるべきである。(日司連)
当該訴訟と関連する別訴を提起する場合や、その部分の開示を受けたからこそ別訴を提起することになる場合などに、秘匿事項とされていた部分の情報を利用できないという過大な制約が課されることになる。

6 その他の意見

(1) 不服申立て以外の方法について

【○】一弁

- ・ 不服申立て以外の方法による、秘匿によって生じ得る相手方の不利益の解消の方法も検討されるべきである。(一弁)
当該民事訴訟以外の手続、財産調査等に生ずる支障は不服申立ての制度だけでは解消されない可能性がある(DV被害が主張され秘匿された一方で、離婚に伴う財産分与を行う必要がある場合、秘匿措置の申立てを行った当事者の財産を明らかにすることができないという事態等が想定される)。住所を秘匿されたままでも、相手方が調査等ができるなど相手方が不利益を被らない制度も必要である。

(2) マスキング書面の提出について

【○】裁判所

- ・ 秘匿措置の一部取消しによりマスキング書面が必要になった場合にも申立当事者にマスキング書面の提出を義務付けないと、手続の円滑な進行に支障が生ずる。(裁判所)

第6 判決書における秘匿措置

判決書における秘匿措置については、第1から第4までの秘匿措置の決定の効果として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 裁判所は、判決書に【、法第253条第1項第5号に掲げる事項として】、次に掲げる書面に基づく記載をしてはならない。
 - (1) 原告表示書面
 - (2) 当事者送達場所等届出書面
 - (3) 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）
 - 【(4) 証人尋問申出書面】
- 2 第1の1の決定により特定される部分が氏名又は名称にわたるときは、法第253条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、判決書に原告代替呼称を記載しなければならない。
- 3 第1の1の決定があったときは、判決書に法第253条第1項第5号に掲げる事項のうち当該決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。

（意見の概要）

1 試案の本文に対する意見

【賛成】一弁、札幌弁、静岡書、全司法、日書協、日司連、日弁連、福岡弁

- ・ 賛成する。なお、本文1のブラケット部分については「法第253条第1項第5号に掲げる事項として」とすべきである。（一弁）
- ・ 仮に第1から第4までの秘匿措置の規律が設けられる場合には、判決書における秘匿措置について賛成する。（札幌弁）

ただし、識別情報及び推知情報も秘匿措置の対象に含めるべきとの立場から、【法第253条第1項第5号に掲げる事項として】との限定を付すべきではないとの意見があった。
- ・ 追加試案に賛成する。本文の各規程に「法第253条第1項第5号に係る部分」などと留保を設けることについても、判決書の中で秘匿の対象を表示して良い箇所とそうでない箇所が混在しないようにすることで、判決の過誤や当事者の混乱を防止することができると考えられる。（全司法）
- ・ 本文1から3までについて規律を設けることに賛成する。（日書協）
- ・ 本文1柱書きにつき、「法第253条第1項第5号に掲げる事項として」との限定は削除すべきである。本文1の規定の対象として(4)証人尋問申出書面の記載も含むべきである。本文2及び3の規律を設けることに賛成する。（日司連）
- ・ 判決書において秘匿措置の規律を設けることに賛成する。本文1について、判決書

において、秘匿措置決定によって秘匿されている部分の記載が認められない範囲は、法第253条第1項第5号に掲げる事項としての記載に限定すべきではなく、事実及び理由を含む判決書全体とすべきである。また、「(4)証人尋問申出書面」に基づく記載も禁止とすべきである。本文2及び3について、賛成する。(日弁連)

- ・ 賛成する。秘匿措置の範囲は、当事者及び法定代理人の記載に限られるべきである。(福岡弁)

【反対】個人

- ・ 追加試案第6の規律を設けることに反対する。(個人)
第1の規律で提出が求められている原告表示書面は訴訟記録の一部であるため、訴訟記録の保存期間経過とともに廃棄されればいかなる方法をとってもこれを参照することができず、既判力を生ずる当事者の範囲が全く分からなくなる。原告表示書面も判決書とともに保存することで、このような不都合を回避することも考えられるが、既判力という国家作用が及ぶ範囲を原告表示書面という私文書でしか証明できず、その記載内容の真実性を刑事罰により担保し得ない(虚偽公文書作成罪が適用されない。)、という問題は残る。

【その他】大阪弁、企業研、裁判所、東弁(一部)、個人

- ・ 判決書において秘匿措置の規律を設けることには反対しないが、その秘匿の範囲は、法第253条第1項第5号に掲げる事項としての記載に限定すべきではない。また、「(4)証人尋問申出書面」については、省略しないこととすべきである。本文2及び3について、賛成する。第5の不服申立てについては、判決書における秘匿措置にも同様に適用されるとすべきである。(大阪弁)
- ・ 賛成論と反対論との両論があった。(企業研)
- ・ 秘匿情報の記載禁止の範囲を当事者の表示欄に限ることについては、賛成する意見も相当数あったが、反対する意見(判決書全てに及ぼすべき)が比較的多かった。(裁判所)
- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)
 - ①賛成する。(民事訴訟問題等特別委員会)
 - ②判決書において秘匿措置の規律を設けることに賛成である。(民事介入暴力対策特別委員会)
 - ③賛成する。(法友会)
 - ④上記第1から第4までに基づく秘匿措置に対応して、判決書にも同様の措置を講じるものであり、賛成する。(法曹親和会)
 - ⑤賛成する。(期成会)

⑥判決書にも秘匿措置の規律を設けることに賛成する。(法友全期会)

- ・ 裁判所が、事案に応じて、完全秘匿措置だけでなく、一部秘匿措置を選択することを可能にするべきである。具体的には、秘匿事項のうち氏名について、イニシャル表記を、住所について、都道府県名又は原告住所地を管轄する高等裁判所のみの表示という措置が考えられる。(個人)

2 その他の意見

【〇】裁判所、全司法、日書協、個人

- ・ 判決以外の債務名義（調書判決、和解調書、放棄・認諾調書等）の記載事項に係る規律も設けなければ、実務上の支障を生ずるおそれがある。(裁判所)
- ・ 和解調書等の債務名義となる書面についても、判決書の場合と同様に秘匿措置を設ける趣旨が妥当するから、判決書における秘匿措置と同様の規定を設ける必要がある。(全司法)
- ・ 調書判決（法第254条参照）、確定判決と同一の効力を有する和解調書、放棄調書及び認諾調書（法第267条参照）等のほか、判決に関する規定が準用される決定書及び命令書（法第122条参照）についても同様の規律を設ける必要があると考えられる。(日書協)
- ・ 判決書についてこのような規律を設けるのであれば、いわゆる調書判決（民訴法254条2項）についても同様の規律を設ける必要があろう。(個人)

第7 その他

民事訴訟手続以外の手続についても、必要に応じ、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けるものとする。

(注1) 法が原則として準用される民事執行手続については、第三債務者等の債権者及び債務者以外の者があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設ける。

(注2) 法が原則として適用される人事訴訟手続については、第1から第6までの規律を適用することについて検討する。

(注3) 家事事件手続については、既存の制度（家事事件手続法第47条第4項、第254条第3項等）があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる規律を設けるのかどうか等を検討する。

(意見の概要)

1 試案の本文に対する意見

【賛成】一弁、大阪弁、企業研、札幌弁、日書協、日弁連

- 賛成する。但し、導入する規律が民事訴訟の手続に準じたものでよいかは、手続の性質、内容がそれぞれ異なるため、慎重に検討すべきである。なお、執行及び保全手続のように民事訴訟との関連性が強いものもあるため、秘匿措置は、民事訴訟以外の手続についても、その問題点等を慎重に検討した上で、民事訴訟手続と同じタイミングで導入すべきである。(一弁)
- 民事訴訟法において秘匿措置の規律を設ける場合に、民事訴訟手続以外の手続に関しても秘匿措置の規律を設けるかどうかを含めて検討することには賛成する。ただし、各手続においては、民事訴訟手続と異なる特有の関係者等が存在したり、基本的な手続構造（当事者主義か職権主義か、手続が予定している手続保障の程度など）が異なったり、あるいは各手続に秘匿措置に関する既存の制度が設けられている場合があり、既存制度との整合性は慎重に検討すべきである。(大阪弁)
- 賛成する。(企業研)
民事執行との関係で支障をきたさないように留意すべきである。また、民事訴訟法の規定は、他の法令も準用されていることから、その点についても留意して改正を行うべきである。
- 仮に民事訴訟法において第1から第6までの規律が設けられる場合には、それ以外の手続についても必要に応じてそれに準じる秘匿措置の規律を設けることには賛成する。(札幌弁)
具体的には、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律に基づき、損害賠償命令を申し立てる際にも秘匿措置に関する規律が必要であること、また、損害賠償命令に異議申立てがなされ、通常訴訟に移行した際に

は、秘匿の効力が民事訴訟手続にも引き継がれることが明確にされるべきである、との意見があった。

- ・ 必要に応じて規律を設けることに賛成である。(日書協)
例えば、強制執行においては、管轄裁判所の問題のほか、債務名義上、執行債権者又は債務者につき秘匿措置がとられている場合の当事者の特定(つながり証明)をどのように行うかといった強制執行の支障の有無についても検討する必要があると考えられる。
- ・ 民事訴訟手続以外の手続についても、必要に応じ、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けることに賛成する。注1から注3までで挙げられている各手続に加えて、少なくとも民事保全手続には秘匿措置の規律を設けるべきである。なお、新たに設ける規律の内容については、各手続の特徴を踏まえて検討する必要がある。(日弁連)

【反対】個人

- ・ 追加試案第1から第4及び第6の規律はいずれも問題があるから、このような問題のある規律を他の手続に設けることも問題があり、反対である。(個人)

【その他】東弁(一部)

- ・ 会内の関連委員会等及び各会派へ広く意見照会を行って、以下の意見を得た。(東弁)
 - ①賛成する。(法友会)
 - ②今回の秘匿措置は民事訴訟法につき改正を行うものであるが、秘匿措置を設ける必要がある手続としては、民事執行手続、人事訴訟手続、家事事件手続等も考えられる。民事訴訟法を引用することで、そのまま適用が可能な場合もあるが、当事者主義を基本とする民事訴訟手続と、職権探知主義を基本とする他の手続においては異なる取扱いもありうるので、慎重に整合性等を検討するべきである。(法曹親和会)
 - ③民事訴訟手続以外の手続、民事執行手続、人事訴訟手続、家事事件手続についても、秘匿措置の規律を設けることに賛成する。(法友全期会)

3 試案の注1に対する意見

(1) 総論

【賛成】一弁、大阪弁、静岡書、全司法、日司連、日弁連、福岡弁、個人

- ・ 賛成する。但し、秘匿措置によって閲覧を制限される当事者の攻撃防御、強制執行における財産調査等に支障が生じないよう、民事訴訟手続と一体的に、慎重な検討を行うべきである。(一弁)
- ・ 民事執行手続については、一口に第三債務者といっても、金融機関の場合もあれば、

債務者の賃借人のように訴訟当事者と近い関係者の場合もあるなど多種多様であり、それぞれの性質を踏まえた検討を十分に行った上で、規律を設ける必要がある。(大阪弁)

- 民事執行手続についても、民事訴訟と同様、プライバシー保護の要請は異なるものではないから、民訴法の規定を準用する規定を設けるべきである。あわせて、プライバシー保護の実効性を担保するため、規律の対象につき、民事執行においては第三債務者に広げるべきと考える。なお、民事執行との関係では、債務者の氏名や住所が秘匿された場合において、債務名義の実効性を図る方法はあるのかという問題があることから、別途、氏名や住所以外の債務者の特定要素につき検討する必要があると考える。(全司法)
- 賛成する。(日司連)
原告の氏名、住所に秘匿措置のされた判決を用いて強制執行の申立てがあった場合、執行裁判所は、債務名義を作成した裁判所とシステム連携しているはずであるので、システム上、原告表示書面により秘匿事項の内容を把握することができるものと考えられる。
- 第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けることに賛成する。(日弁連)
被害者の権利回復のためには、債務名義を得るだけでなく、その債務名義に基づく債権回収(民事執行)手続も重要であるところ、被害者が、氏名・住所を知られることをおそれ、加害者に対する民事執行手続の申立てを躊躇することがないようにする必要があり。他方、DV等の被害者が加害者に債務(借入金等)を負っている場合もあることから、被害者が民事執行手続の債務者(被申立人)となることもあるが、この場合も、被害者の住所等の情報を秘匿されるべきである。
- 民事執行手続に対しては、第1から第6までの規律の準用を認めるべきである。(個人)

【その他】裁判所、東弁(一部)

- 民事執行手続について、必要に応じて、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けるものとする事自体について反対する意見はなかったが、以下のような意見があった。(裁判所)
 - ①執行手続を迅速に進めるために、債務名義上の債権者と執行手続における債権者の同一性を容易に確認できる規律を設ける必要があるとの指摘が相当数あった。
 - ②秘匿の要否が問題となる書面として、当事者の同一性を確認するために提出される住民票の写し等、承継執行文付与の手続における承継を証する文書、配当表等も考えられる。
 - ③執行官が執行機関となる場合の秘匿措置の判断主体を明確にする必要がある。
 - ④債権者による強制的な権利実現の必要性が秘匿措置に対する不服申立事由となり

うるかどうかについて明確にする必要がある。

- ・ 賛成である。(東弁・民事訴訟問題等特別委員会)

一番の問題は、加害者側が被害者側を訴える場合に、DV等支援措置がとられているために原告が被告の住居所を知ることができないというケースであるが、平成30年11月30日付の総務省事務連絡7頁に記載のとおり、執行裁判所又は執行官が、判決裁判所と同様に調査嘱託を行うなどの対応をとり、申立てや管轄の問題で支障が生じないようにする運用を続けるべきである。

(2) 不動産執行について

【〇】裁判所、日弁連

- ・ 以下のような意見があった。(裁判所)
 - ①民事執行手続においても秘匿措置の制度を設ける場合には、債権者又は債務者の氏名等を秘匿した状態での差押登記嘱託が可能とならなければ、実務上支障が生ずるとの指摘が相当数あった。
 - ②秘匿の要否が問題となる書面として、債権届出公告及び催告(民執法49条2項)において記載すべき債務者の氏名等、公租公課庁から提出される交付要求書も考えられる。
- ・ 不動産執行等において秘匿情報を登記所へ知らせる仕組みについて、登記所限りで秘匿情報を知らせる規律を設けることを検討すべきである。(日弁連)

不動産執行において裁判所書記官が行う登記嘱託(民事執行法第48条第1項等)や、登記手続をすべきことを命ずる判決があった場合に当事者が行う登記(不動産登記法第63条第1項)の際に、判決書において当事者の氏名・住所が秘匿されていると、登記所において登記ができないと考えられる。なお、以上は住所のみ秘匿されている場合も同様である。

(3) 債権執行について

【〇】大阪弁(一部)、裁判所、静岡書、東弁(一部)、日司連、日弁連

- ・ 債権者の氏名等が秘匿された場合に第三債務者が債権者からの取立てに事実上応じないおそれがあるという問題や、債務者の氏名等が秘匿された場合に対象財産の特定に支障が生じるという問題、第三債務者に秘匿情報が開示された場合の第三債務者の守秘義務の問題等があるとの意見があった。(大阪弁)
- ・ 以下のような意見があった。(裁判所)
 - ①債権者について秘匿措置がとられている場合、第三債務者が債権者からの取立てに対応することが困難となり、執行手続に支障が生ずることがないようにする必要があるとの指摘が相当数あった。例えば、第三債務者に対して、守秘義務を課した上で、債権者の氏名等を秘匿しないという規定を設けるとの案や、氏名等を秘匿した

状態での供託を可能とした上で、第三債務者は差押債権について供託しなければならないこととする規定を設けるといった案が示された。

- ②債務者について秘匿措置がとられている場合、債務者の氏名等が差押命令正本に記載されていないと、差押債権の特定ができず、執行手続に支障が生ずるおそれがあるとの指摘が相当数あった。
- ③氏名等が秘匿された原告の請求が認容された場合、被告としては任意に弁済したくても、弁済することができないおそれがある。

- ・ 債権差押命令正本の債権者の住所及び氏名が秘匿されている場合であって、差押債権者が第三債務者に対して取立権を行使しようとするときに、供託制度とは別に、新たに当該執行裁判所を介して取立てをすることのできる仕組みを創設すべきである。(静岡書)

- ・ 秘匿措置により判決書に「当事者」の住所や氏名が記載されないとした場合、執行にあたって、例えば預金債権を差し押さえるとした場合に金融機関は判決書に記載された当事者の属性情報により預金口座の名義人との同一性を確認していると思われるので、判決書だけでは執行ができなくなるのではないかと懸念される。判決書とは別に、執行用に判決書と紐づいた形で、当事者情報が記載された文書が本案裁判所から発行される、執行裁判所が、前提となる訴訟の提起時に提出されている「原告表示書面」を確認することによって債権者(申立人)を特定する、等といった、執行を含めた手続に支障のない規律が定められるべきである。(東弁・民事訴訟問題等特別委員会)

- ・ 例えば、秘匿措置のされた判決により強制執行の第三債務者となった者は、債権者の申出により、裁判所から原告の秘匿措置の対象となった情報を得ることができるものとする方法が考えられる。その際、第三債務者には、秘匿措置の内容を、その強制執行の取立ての目的以外の目的のために利用し、又は他の者に開示してはならないとの規律を設けるべきである。また、債権者自らが秘匿された債務名義の債権者である旨の証明書を裁判所が発行することも考えられる。

被告が住所氏名を秘匿するにいたる理由が、原告による被告の生命・身体に危険を及ぼす行為によるものである場合においては、原告から被告への不法行為があったものと認められることとなるため、秘匿事項の取得について、被告の債務不履行をもって直ちに可能となるものではないとすべきである。(日司連)

- ・ 債権者(原告)の氏名等を秘匿すべき債権執行について、債権者の申立てにより第三債務者のみに秘匿情報を知らせる規律を設けることが妥当である。債務者(被告)の氏名等を秘匿すべき債権執行について、第三債務者に守秘義務を課すことを前提に第三債務者のみに秘匿情報を知らせる規律を設けることが妥当である。(日弁連)

なお、債務者の住所のみ秘匿措置決定がなされている場合であっても、銀行等の第三債務者において、同姓同名の債権者(預金者)は多数存在することから、速やかに

差押債権の特定ができない点では、氏名も秘匿されている場合と同様であるから、氏名・住所の秘匿の場合と住所のみ秘匿の場合とで規律を区別しないのが相当である。

(4) 財産開示手続について

【○】一弁、大阪弁（一部）、日弁連

- ・ 被告に秘匿措置が取られている場合の被告の財産調査については、判決に基づく強制執行であり、任意に履行を被告が怠っていることからしても、財産調査を制限すべきではない。（一弁）
- ・ 債務者の氏名等が秘匿された場合に財産開示手続に支障が生じるという問題等があるとの意見があった。（大阪弁）
- ・ 債務者（被告）の氏名等を秘匿すべき財産開示手続について、秘匿措置制度の趣旨を踏まえつつ、民事執行制度による債権者の権利の実現を阻害しない適切な制度の在り方について、引き続き検討すべきである。（日弁連）

財産開示手続において、債務者はその財産について陳述する義務を負うところ、正当理由なく陳述を拒んだような場合には、刑事罰の対象となる（民事執行法第199条、第213条第1項第6号）。他方、債務者の財産の中に債務者の氏名・住所やこれらを推知できる情報が含まれていた場合、その財産に関する情報開示（陳述）により、秘匿されていた情報が債権者に判明する事態が想定される。例えば、所有する自宅不動産（債務者の住所が判明）、賃借する自宅の敷金返還請求権（所有者も賃借物件に居住している場合に債務者の住所が判明）、自宅近くの支店で開設した預金（住所を推知させる可能性）、給与債権（勤務先が判明）等が考えられる。また、秘匿措置の要件に該当していることが、「正当な理由」（民事執行法第213条第1項第6号）に該当するかも問題となり得る。なお、以上は住所のみ秘匿されている場合も同様である。

(5) 第三者からの情報取得手続について

【○】一弁、裁判所、日弁連

- ・ 被告に秘匿措置が取られている場合の被告の財産調査については、判決に基づく強制執行であり、任意に履行を被告が怠っていることからしても、財産調査を制限すべきではない。（一弁）
- ・ 市区町村の支援措置により、債権者が自ら住民票を取得できず、債務者特定事項（民事執行規則187条2項）を知ることができないため、第三者の調査に支障が生ずる事態が想定される。（裁判所）
- ・ 債務者（被告）の氏名等を秘匿すべき第三者からの情報取得手続について、第三者（情報提供者）に守秘義務を課すことを前提に当該第三者のみに秘匿情報を知らせる規律を設けることを検討すべきである。市町村からの勤務先情報の取得手続について

は、秘匿措置制度の趣旨を踏まえつつ債権者の権利実現を図る仕組みを検討すべきである。(日弁連)

市町村からの勤務先情報の取得手続(民事執行法第206条)については、債権者が申立時に情報提供者たる市町村を特定する必要がある(民事執行規則第187条第1項第1号)ところ、債務者の住所が秘匿された場合には特定が困難となり、事実上その申立てができないことになる。そこで、秘匿措置制度の趣旨を踏まえつつ債権者の権利実現を図るため、債権者には「債務者の住所地に係る市町村」等と抽象的に特定させた上で、裁判所において調査嘱託等により把握した債務者住所に係る市町村に対し情報取得決定を出し、この場合には市町村からの情報提供は直送の方法(民事執行規則第192条第1項但書)をとらず、原則どおり裁判所に直接情報提供させ、裁判所から債権者には情報提供者の市町村名を秘匿した上で提供情報のみ提供する仕組み等を検討すべきである。

3 試案の注2に対する意見

【賛成】一弁、日司連、日弁連

- ・ 検討することに賛成する。(一弁)
- ・ 賛成する。(日司連)

人事訴訟は、当事者同士の身分関係に関する訴訟類型であることから、当事者同士の関係への配慮は必須である。さらに、身分関係の存否については、人事訴訟によってのみ主張することができるものも多く存するため、訴訟当事者の権利保障については、民事訴訟と同等かそれ以上の配慮を要するものであると考えられる。

- ・ 人事訴訟手続についても、民事訴訟と同様、プライバシー保護の要請は異なるものではないから、民訴法の規定を準用する規定を設けるべきである。あわせて、プライバシー保護の実効性を担保するため、規律の対象につき、人事訴訟手続においては当事者以外の者に広げるべきと考える。(全司法)
- ・ 人事訴訟手続における秘匿措置について、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けることに賛成する。秘匿措置の規律を及ぼす者の範囲及び対象になる情報の範囲について、離婚事件における子を始めとして、訴訟当事者ではないが、手続上、訴訟記録に必要的に表れる者について、秘匿措置の規律を及ぼす方向で検討すべきである。既存の閲覧等制限と秘匿措置の規律との関係について、人事訴訟法第35条第2項と秘匿措置の規律との関係について、制度趣旨及び要件等を検討する必要がある。調停手続との関係について、人事訴訟は調停前置主義が採用されているところ、調停手続から訴訟手続に移行する中でも、秘匿措置の対象として保護されるべき情報が開示されないように要件等を検討する必要がある。(日弁連)

【その他】大阪弁、裁判所、静岡書、東弁(一部)

- ・ 人事訴訟についても、職権探知主義を含め、人事訴訟手続特有の制度が設けられている上、別途、閲覧等を制限する定めも設けられている（人訴法35条2項）ことから、その特徴を踏まえた検討を十分に行った上で、規律を設ける必要があるかどうかも含めて慎重に検討すべきである。（大阪弁）
- ・ 第1から第6までの規律を適用すること自体について反対する意見はなかったが、以下のような意見があった。（裁判所）
 - ①離婚事件の子については、請求（附帯処分を求める事項）を特定するのに必要な事項として訴状等に記載する必要がある、その住所等に関し定型的に一定の秘匿の必要性が想定され得るところ、第1から第4までの規律では対象外（秘匿されない）となるとの指摘が相当数あった。
 - ②人事訴訟手続においては、戸籍通知の必要等から訴状に当事者の本籍地が記載されることが多いところ、本籍地については、定型的に住所地と同じか、住所地と近似し、これを推知させる情報となることが想定されるが、第1から第4までの規律では対象外（秘匿されない）となるとの指摘があった。
 - ③訴状の添付書類として提出が求められる戸籍謄本や年金分割の情報通知書等については、定型的に当事者の氏名・住所、その他の推知情報が含まれる書面であるところ、第1の規律では対象外（秘匿されない）となるとの指摘があった。
 - ④第6の規律について、裁判所による戸籍通知や当事者による戸籍届出を受けた戸籍事務管掌者において、当事者の同一性の確認が困難となることが想定されることから、このような支障が生じないようにする必要があるとの意見が相当数あった。
- ・ 反対する。検討ではなく、規律すべきである。（静岡書）
- ・ 賛成である。（東弁・民事訴訟問題等特別委員会）

人事訴訟手続についても、秘匿措置の要請は民事訴訟と同様のものがあることから検討が進められるべきである。人事訴訟手続（特に離婚訴訟）において、証人が、敵対する当事者から危害を加えられるおそれのある場合が想定されるところ、証人の情報に関する秘匿の要請は、強いと考える。

4 試案の注3に対する意見

【賛成】一弁、日司連、日弁連

- ・ 検討することに賛成する。（一弁）
- ・ 賛成する。家事事件手続法の既存の制度を踏まえ、第1から第6までに準ずる規律を設けるのかどうか等を検討すべきである。（日司連）

家事事件手続法第47条第4項は、原則できるとされている記録閲覧という手続保障に対する例外規定として、DV被害者の住所等の秘匿事項を開示しないという法枠組み上の運用がされているものと考えられる。しかし、家事事件は、事件の多様性や申立権者が広範囲に及ぶ事件もあり、さらにその申立権の判断や、利害関係の有無が

身分関係のみにおいて決される側面を有するため、例外規定の運用次第で、秘匿情報を取得することができる可能性があるものと考えられる。

- ・ 家事事件の申立てにおいては、追加試案第1の規定を準用すべきと考える（家事法47条4項の規定は残し、かつ、追加試案第1の規定を設ける）。また、家事事件において、事実の調査に係る調査嘱託（62条、258条1項）や証拠調べ（家事法64条、258条1項）が行われる場合は、プライバシー保護の要請は、民訴法上の調査嘱託や証拠調べと同様であるから、追加試案第3、第4の規定を準用する規律を設けるべきである。（全司法）
- ・ 家事事件における秘匿措置について、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けることについて賛成する。秘匿措置の要件について、第1から第6までの秘匿措置の規律における規律と同様、刑事訴訟法における秘匿措置の要件と揃えるべきである。秘匿措置の対象について、手続上氏名、住所が記載されることとなっている子や成年被後見人となるべき者等の氏名、住所についても秘匿措置の対象とすべきである。不服申立てについて、家事審判手続における不服申立ての規律について、第三者による取消しの申立てを認めないものとするべきである。家事調停手続においては、不服申立てを認めるべきではない。（日弁連）

家事手続において秘匿措置の規律を設ける場合に、追加試案の提案する実体的要件を家事手続においても同様のものとした場合、追加試案の提案においては要件が不明確であるため、家事事件において秘匿措置が認められる範囲が現行の運用より狭く解釈されるおそれがある。家事事件手続法第47条第4項下における現行の運用において、特に不都合が生じていないことも考えると、問題がある。当連合会意見においては、第1から第6までの秘匿措置の規律における実体的要件について、刑事訴訟法における秘匿措置の要件とそろえる要件を提案しているが、かかる内容であれば、要件が相当明確であり、家事事件手続において、同様の規律を設けても不都合はないと考えられる。

【反対】個人

- ・ 家事事件手続について、既存の制度はそのままでよく、第1から第6までに準ずる規律を設ける必要はない。（個人）

家事手続においては、職権探知主義の下、裁判所が事実の調査のため家庭や家族に関する情報を調査嘱託や公務所等照会によって収集したり、調査官等が調査を行うなどし、これらの書面も訴訟記録となる。これらを他方当事者が閲覧等することでDV等被害者や子のプライバシーが侵害されたり、心身の安全や生活の平穏、名誉等が脅かされたり、子の利益が害されるリスクが生じることから、配慮のため、当事者であっても閲覧等を許可しない場合についての規律が設けられた。われわれが家事事件手続代理人等の立場で実務に関与するなかで、現在、現行規定に不備等の問題がある

ために当事者の閲覧によるリスクが生じているものとは認識していない。このように既存制度により賄えているにもかかわらず、追加試案の第1から第6までに準ずる規律を設ける場合、現行制度上閲覧制限事由として明文化されている「事件関係人である未成年者の利益を害するおそれ」や、「事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして当該当事者に記録の閲覧等又は記録の複製を許可することを不相当とする特別の事情があると認められるとき」との包括的制限事由が空文化するおそれがある。特に「第5 不服申立て」は秘匿措置要件が欠缺しているか否かを問わず、つまり、法益侵害のおそれの有無を問わずに「(2) 除外事由」による秘匿措置取消しを認める提案となっていることが特に問題であり、このような規律が設けられれば、既存制度では法益侵害のおそれがあるとして閲覧等が許可されなかった情報が開示されるケースがありえ、追加試案の趣旨に反して、DV等被害者である当事者やその子の安全や生活の平穏等にかかわる情報保護を現在の実務より低下させる懸念がある。

【その他】大阪弁、裁判所、東弁（一部）

- ・ 家事事件手続についても、第1でも述べたとおり、非訟・非公開・職権探知主義が採用されている上、別途、閲覧等を制限する定めも設けられている（家事事件手続法47条4項及び5項、家事事件手続法254条3項）ことから、その特徴を踏まえた検討を十分に行った上で、規律を設ける必要があるかどうかも含めて慎重に検討すべきである。（大阪弁）
- ・ 閲覧等に関する既存の規律（家事事件手続法47条4項、254条3項等）はそれ自体として十分に機能しているとする意見が多数であったが、その上で、秘匿情報の保護につき当事者が自ら申立権というイニシアチブを持つ点や、法律上の根拠及び要件を明確化するという点で意義を認める意見が相当数あった。他方で、既存の規律との整理が家事事件の特性に即した形で明確にされないと、当事者にとって理解が難しく、当事者本人への手続説明等に困難が生ずるおそれがあるとの意見も相当数あった。また、次のような意見もあった。（裁判所）
 - ①当事者以外の第三者について。子の監護に関する事件等の未成年者、成年後見事件の本人については、家事審判を求める事項を特定するのに必要な事項として申立書等に記載する必要がある、その住所等（戸籍通知の必要等から記載される子の本籍地等を含む。）に関し、定型的に秘匿の必要性が想定され得るところ、第1から第4までの規律では対象外（秘匿されない）となるとの指摘が相当数あった。
 - ②本籍地について。家事審判においても、戸籍通知や戸籍記載嘱託等の必要等から、申立書に当事者の本籍地が記載される場合が多いところ、上記注2に対する意見と同様の趣旨で、本籍地について、第1から第4までの規律では対象外（秘匿されない）となるとの指摘があった。
 - ③第1の規律について。申立書の添付書類として提出が求められる戸籍謄本等の身分

関係についての資料や年金分割の情報通知書等については、定型的に当事者の氏名・住所、その他の推知情報が含まれる書面であるところ、第1の規律では対象外（秘匿されない）となるとの指摘があった。

④第6の規律について。当事者による戸籍届出、裁判所による戸籍通知、後見登記嘱託及び戸籍記載嘱託を受けた戸籍事務管掌者等において、また、当事者・後見人等が審判書謄本又は確定証明書を使用して事務（預貯金の解約や不動産移転登記手続等）を行う場合等において、当事者の同一性の確認が困難となることが想定されることから、このような支障が生じないようにする必要があるとの意見が相当数あった。

- ・ 賛成である。（東弁・民事訴訟問題等特別委員会）

家事事件手続についても、秘匿措置の要請は民事訴訟と同様のものがあることから検討が進められるべきである。家事事件手続（特に子の監護権をめぐる審判手続）において、証人が、敵対する当事者から危害を加えられるおそれのある場合が想定される場所、証人の情報に関する秘匿の要請は、強いと考える。

5 その他の意見

【○】裁判所、全司法

- ・ 以下のような意見があった。（裁判所）

①債務者については、債務名義作成時には秘匿措置が取られていないが、執行段階に至って秘匿を要する事情が生ずる場合がある。

②債務名義が存在しない担保権実行の場合においても、債権者又は債務者の氏名等について秘匿措置を要する場合が存在する（例：夫婦の共有不動産において、夫婦間でDVが行われていたため、被害者が加害者に住所を秘匿したい場合）。

- ・ 上記の第1から第5に関する規律について、当事者が提出することを予定している書面に秘匿情報が含まれていた場合に、「当該書面を提出する当事者が同情報に関するマスキング処理を行う」旨の規律を設けるべきである。（全司法）

マスキング処理の煩雑さは書記官事務を逼迫させる要因の一つとなっており、過誤による秘匿情報の流出を避ける観点はもとより、事務の効率化の観点からも、原則として書面を提出する者が行うとするのが望ましいと考える。